

2025 年 2 月 20 日

東京都品川区西品川一丁目 1 番 1 号
LINE Pay 株式会社
代表取締役 前田 貴司

東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号
LINE ヤフー株式会社
代表取締役 出澤 剛

吸収分割に係る事前開示書類の訂正について

2025 年 2 月 19 日付で公衆の縦覧に供した法定事前開示書面「吸収分割に係る事前開示書類」について、当該内容の一部に訂正すべき事項がございましたので、改めて、当該書面の全部を掲載いたします。訂正箇所は、下記の下線で表示している部分となります。

記

2 頁

(訂正前)

東京都品川区一丁目 1 番 1 号
LINE Pay 株式会社
代表取締役 前田 貴司

(訂正後)

東京都品川区西品川一丁目 1 番 1 号
LINE Pay 株式会社
代表取締役 前田 貴司

以上

吸収分割に係る事前開示書類

2025 年 2 月 19 日

LINE Pay 株式会社

LINE ヤフー株式会社

2025 年 2 月 19 日

吸収分割に係る事前開示書類

(吸収分割承継会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づく開示事項
吸収分割会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく開示事項)

東京都品川区西品川一丁目 1 番 1 号
LINE Pay 株式会社
代表取締役 前田 貴司

東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号
LINE ヤフー株式会社
代表取締役 出澤 剛

LINE Pay 株式会社（以下「LINE Pay」といいます。）及び LINE ヤフー株式会社（以下「LINE ヤフー」といいます。）は、2025 年 2 月 13 日付で吸収分割契約書を締結し、効力発生日を 2025 年 4 月 1 日として、LINE Pay が営む公的個人認証サービス（JPKI）事業を LINE ヤフーに承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことにいたしました。

本吸収分割に関する会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条並びに会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容

別紙 1 に記載のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項

本吸収分割に際しては、LINE ヤフーは株式その他の金銭等の交付を行いません。LINE Pay は、LINE ヤフーの完全子会社であり、LINE ヤフーがその発行済株式の全てを保有していることから、かかる取扱いは相当と考えております。

3. 会社法第 758 条第 8 号に関する事項

該当事項はありません。

4. 本吸収分割に際して吸収分割会社の新株予約権者に交付する新株予約権に関する事項についての定め

の相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項

(1) 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等

別紙 2 に記載のとおりです。

- (2) 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

- (3) 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

- ① 株式会社ネットラストとの間の吸収合併

LINE ヤフーは、株式会社ネットラストとの間で、LINE ヤフーを吸収合併存続会社、株式会社ネットラストを吸収合併消滅会社、2024 年 5 月 1 日を効力発生日とする吸収合併を行い、株式会社ネットラストの権利義務全部を承継いたしました。

- ② バリューストック株式会社に対する同社株式の売却

LINE ヤフーは、2024 年 5 月 2 日付で、バリューストック株式会社（以下「バリューストック」といいます。）に対して、LINE ヤフーが完全子会社である Z ホールディングス中間株式会社を通じて保有するバリューストック株式 16,788,400 株の一部である 10,690,000 株を、11,000,010,000 円で売却いたしました。

- ③ 期末配当

LINE ヤフーは、2024 年 6 月 4 日を効力発生日として、LINE ヤフーの普通株式 1 株につき金 5 円 56 銭（総額 41,888 百万円）の剰余金の配当を行いました。

- ④ LINE ヤフーによる自己株式の取得

LINE ヤフーは、以下の要領により、自己株式を取得しました。

- ・ 取得した株式の種類：普通株式
- ・ 取得した株式の総数：386,598,000 株
- ・ 株式の取得価額の総額：金 150,000,024,000 円（1 株につき、金 388 円）
- ・ 取得した期間：2024 年 8 月 5 日から 2024 年 9 月 2 日まで
- ・ 取得方法：公開買付けの方法による

- ⑤ ゼットラボ株式会社との間の吸収合併

LINE ヤフーは、ゼットラボ株式会社との間で、LINE ヤフーを吸収合併存続会社、ゼットラボ株式会社を吸収合併消滅会社、2024 年 10 月 1 日を効力発生日とする吸収合併を行い、ゼットラボ株式会社の権利義務全部を承継いたしました。

- ⑥ Z フィナンシャル株式会社との間の吸収合併

LINE ヤフーは、2024 年 12 月 17 日付で、LINE ヤフーを吸収合併存続会社、Z フィナンシャル株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を実施することを基本方針として決議いたしました。

- ⑦ BEENOS 株式会社に対する公開買付け

LINE ヤフーは、2024 年 12 月 19 日付で、BEENOS 株式会社を完全子会社とすることを目的とする一連の取引の一環として、以下の要領により、BEENOS 株式会社の普通株式及び新株予約権を公開買付けにより取得することを決議いたしました。

- ・ 公開買付けの開始時期：2025 年 2 月末を目途
- ・ 公開買付け期間：原則として 30 営業日（予定）

- ・ 買付価格：普通株式 1 株につき、金 4,000 円（新株予約権については、金 4,000 円と各新株予約権の普通株式 1 株当たりの行使価額との差額に当該新株予約権 1 個の目的となる株式数を乗じた金額）
 - ・ 買付予定数：13,452,923 株（買付予定数の下限：8,882,500 株、買付予定数の上限：なし）
 - ・ 買付代金：53,811,692,000 円（予定）
- ⑧ LINE ヤフーコミュニケーションズ株式会社との間の会社分割
- LINE ヤフーは、2025 年 1 月 28 日付で、LINE ヤフーを吸収分割会社、LINE ヤフーコミュニケーションズ株式会社を吸収分割承継会社、2025 年 4 月 1 日を効力発生日として、LINE ヤフーが営むカスタマーサービス及びそのオペレーションに関して有する権利義務を吸収分割契約の定める範囲において LINE ヤフーコミュニケーションズ株式会社に承継させる吸収分割を行うことを決議いたしました。なお、当該吸収分割による債務の承継については、免責的債務引受の方法によるものとしています。

6. 吸収分割会社についての次に掲げる事項

(1) 吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等

別紙 3 に記載のとおりです。

(2) 吸収分割会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① LINE Pay サービスの終了

LINE Pay は、2024 年 6 月 12 日開催の取締役会において、LINE Pay の運営する LINE Pay サービスについて 2025 年度中を目途に事業終了することを基本方針として決議し、順次個別サービスの終了等の対応を実施しています。

7. 吸収分割が効力を生ずる日以後における債務の履行の見込みに関する事項

(1) LINE Pay の債務の履行の見込みについて

LINE Pay の 2024 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ 35,824 百万円及び 33,206 百万円です。

LINE Pay においては、電子マネー決済サービスを 2025 年 4 月をもって終了する方針で事業運営しており、その過程として発行済みの電子マネーの残高を減らす施策を実施している関係で、2024 年 3 月 31 日から本書面作成日現在に至るまで、資産及び負債の額はそれぞれ減少しております（ご参考として、2025 年 2 月 19 日時点の資産及び負債の見込額は、資産の額が 20,000 百万円以下程度、負債の額が 16,000 百万

円程度となる見込みです。)。本吸収分割の効力発生日に至るまで、資産及び負債の額はさらに減少する見込みですが、その場合でも資産の額は負債の額を上回る見込みです。また本吸収分割で LINE ヤフーに対して承継される資産及び負債の額はいずれも 0 円であるため、LINE Pay においては、本吸収分割の効力発生日以後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれています。

また、本吸収分割の効力発生日以後において、LINE Pay が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておりません。

以上を踏まえ、効力発生日以後における LINE Pay の債務の履行の見込みがあるものと判断いたしました。

(2) LINE ヤフーの債務の履行の見込みについて

LINE ヤフーの 2024 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ 3,919,402 百万円及び 1,571,966 百万円です。

LINE ヤフーにおいて、上記の日から本書面作成日現在に至るまで、上記 5(3)で記載した事項以外に資産及び負債の額に大きな変動をもたらす事象は生じておらず、本吸収分割の効力発生日に至るまで、資産及び負債の額に大きな変動をもたらす事象は生じない見込みであり、また本吸収分割で LINE ヤフーに対して承継される資産及び負債の額はいずれも 0 円であるため、上記 5(3)で記載した事項を考慮しても、LINE ヤフーにおいては、本吸収分割の効力発生日以後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれています。

また、本吸収分割の効力発生日以後において、LINE ヤフーが負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておりません。

以上を踏まえ、効力発生日以後における LINE ヤフーの債務の履行の見込みがあるものと判断いたしました。

以 上

別紙 1（吸収分割契約書）

（添付のとおり）

吸収分割契約書

LINE Pay 株式会社（以下「LINE Pay」という。）及びLINE ヤフー株式会社（以下「LINE ヤフー」という。）は、2025 年 2 月 13 日、以下のとおり吸収分割契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（吸収分割の方法）

LINE Pay 及びLINE ヤフーは、本契約の定めるところに従い、LINE Pay が営む公的個人認証サービス（JPKI）事業（以下「本事業」という。）に関して有する第 4 条第 1 項所定の権利義務を、吸収分割の方法により LINE ヤフーに承継させる（以下「本吸収分割」という。）。

第 2 条（商号及び住所）

LINE Pay 及びLINE ヤフーの商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) LINE Pay：吸収分割会社

（商号）LINE Pay 株式会社

（住所）東京都品川区西品川一丁目 1 番 1 号

(2) LINE ヤフー：吸収分割承継会社

（商号）LINE ヤフー株式会社

（住所）東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号

第 3 条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2025 年 4 月 1 日とする。なお、本吸収分割の手の続の進行上の必要性その他の事由により必要があると認めるときは、LINE Pay 及びLINE ヤフーが協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第 4 条（権利義務の承継）

1. LINE ヤフーが本吸収分割により LINE Pay から承継する資産、債務、契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙 1（承継対象権利義務明細）記載のとおりとする。
2. 本吸収分割による LINE Pay から LINE ヤフーに対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。
3. 効力発生日以降、次の各号に定める事由が発生した場合、LINE Pay は、LINE ヤフーに対し、当該各号に定める額を支払う。
 - (1) LINE Pay が LINE ヤフーに帰属すべき金銭債権の弁済その他の支払を受領した場合、

当該受領額

- (2) LINE ヤフーが LINE Pay の負担すべき金銭債務につき弁済その他の負担をした場合、
当該負担額

- 4. 効力発生日以降、次の各号に定める事由が発生した場合、LINE ヤフーは、LINE Pay に
対し、当該各号に定める額を支払う。

- (1) LINE ヤフーが LINE Pay に帰属すべき金銭債権の弁済その他の支払を受領した場合、
当該受領額

- (2) LINE Pay が LINE ヤフーの負担すべき金銭債務につき弁済その他の負担をした場合、
当該負担額

第 5 条（本吸収分割に際して交付する金銭等に関する事項）

LINE ヤフーは、本吸収分割に際して、LINE Pay に対し、金銭等を交付しない。

第 6 条（LINE ヤフーの資本金及び準備金に関する事項）

本吸収分割により、LINE ヤフーの資本金及び準備金は増加しない。

第 7 条（株主総会決議）

- 1. LINE Pay は、会社法第 784 条第 1 項本文の規定により、本契約に関する同法第 783 条
第 1 項に定める株主総会の決議（会社法第 319 条第 1 項により、株主総会の決議があ
ったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）による承認を得ることなく本吸収分割
を行う。
- 2. LINE ヤフーは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本契約に関する同法第 795
条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本吸収分割を行う。

第 8 条（競業禁止）

LINE Pay は、LINE ヤフーが承継する本事業について、会社法第 21 条に基づく競業禁止
義務を負わないものとする。

第 9 条（本吸収分割の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結後から効力発生日までの間に、LINE Pay 若しくは LINE ヤフーの財産若しく
は経営状態に重大な変更が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ
若しくは明らかとなった場合、又はその他本吸収分割の目的の達成が困難となった場合は、
LINE Pay 及び LINE ヤフーは、協議し合意の上、本吸収分割の条件その他本契約の内容を
変更し、又は本契約を解除することができる。

第 10 条（本吸収分割の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、前条に基づき本契約が解除されたときは、その効力を失うものとする。

第 11 条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 12 条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、LINE Pay 及び LINE ヤフーが協議し合意の上、これを定める。

（以下余白）

本契約締結の証として本書 1 通を作成し、LINE Pay 及び LINE ヤフーがそれぞれ記名押印の上、LINE ヤフーがその原本を保有し、LINE Pay はその写しを保有する。

2025 年 2 月 13 日

LINE Pay :

東京都品川区西品川一丁目 1 番 1 号

LINE Pay 株式会社

代表取締役社長 CEO 前田 貴司 (印)

LINE ヤフー :

東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号

LINE ヤフー株式会社

代表取締役 出澤 剛 (印)

別紙 1

承継対象権利義務明細

本吸収分割により LINE ヤフーが LINE Pay から承継する権利義務は、次に定めるとおりとする。

1. 資産

LINE Pay が本事業に関して有する資産（以下の各号に定める資産を含むが、それらに限られない。）並びにその他の LINE Pay 及び LINE ヤフーが別途合意するもの

- (1) ソースコード
- (2) データ（本事業のサービス利用者である自治体等を管理するためのデータ、当該自治体等が当該サービスを利用するための設定情報、当該自治体等のサービスを利用する一般ユーザーの利用申請に関する履歴情報等を含むが、それらに限られない。）
- (3) 書類及びファイル

2. 負債

LINE Pay が本事業に関して負担する負債のうち、LINE Pay 及び LINE ヤフーが別途合意するもの

3. 契約（雇用契約を除く。）

LINE Pay が本事業に関して締結している一切の契約上の地位及び当該契約に基づく一切の権利義務。但し、以下に掲げる契約上の地位及びそれらに基づき発生した一切の権利義務を除く。

- (1) 株式会社ラクーンフィナンシャルとの間の 2019 年 11 月 21 日付「Paid 利用規約」、「Paid ご利用にあたってのご注意事項」及び「プライバシー・ステートメント」に基づき締結した契約

4. 雇用契約

該当なし

5. 許認可等

該当なし

別紙 2（吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容）

（添付のとおり）

第 29 期

自 2023 年 4 月 1 日
至 2024 年 3 月 31 日

事業報告

LINE ヤフー株式会社

1 当社グループの現況

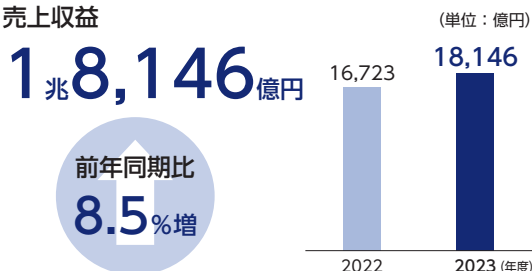
1. 当連結会計年度の事業の概況

① 連結経営成績の概況 (2023年4月～2024年3月)

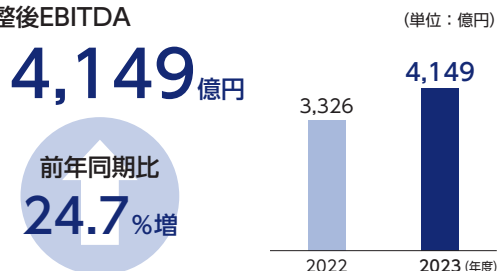
トピックス

売上収益は1.81兆円（前年同期比8.5%増）、調整後EBITDA（注1～4）は4,149億円（前年同期比24.7%増）となり、ともに4期連続で過去最高を更新。

売上収益



調整後EBITDA

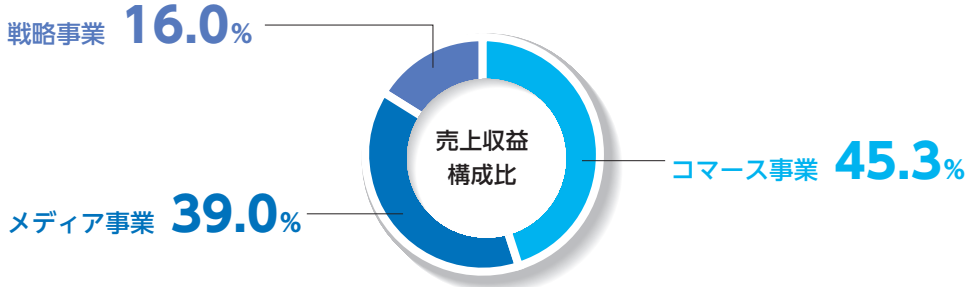


当連結会計年度の売上収益は、2022年10月にPayPay(株)を連結子会社化した影響に加えて、PayPay(株)とPayPayカード(株)を含むPayPay連結の成長に伴う戦略事業の増収、アスクルグループおよびZOZOグループの成長に伴うコマース事業の増収、アカウント広告の成長に伴うメディア事業の増収により、過去最高となる1兆8,146億円（前年同期比8.5%増）となりました。

調整後EBITDAは、上記増収やコマース事業を中心としたコスト最適化、戦略事業での事業の選択と集中により、過去最高となる4,149億円（前年同期比24.7%増）となりました。なお、前年度第3四半期に計上した、PayPay(株)連結子会社化による企業結合に伴う再測定益の影響により、営業利益、親会社の所有者に帰属する当期利益等については前年同期比で減益となったものの、企業結合に伴う再測定益は調整後EBITDAの算出における調整項目であり、調整後EBITDAへの影響はありません。

- (注) 1. 調整後EBITDA：営業利益＋減価償却費及び償却費±EBITDA調整項目
 2. 減価償却費及び償却費：減価償却費、使用権資産減価償却費、一部の賃借料
 3. EBITDA調整項目：営業収益・費用のうち、非経常かつ非現金の取引損益（固定資産除却損、減損損失、株式報酬費用、段階取得差損益、その他現金の流出が未確定な取引（一時的な引当金等）等）。また、一部ファンドの保有株式の売却損益
 4. 2023年3月期第3四半期より調整後EBITDAの定義を変更。減価償却費及び償却費に一部の賃借料を、EBITDA調整項目に一部ファンドの保有株式の売却損益を追加。2023年3月期第1四半期および第2四半期の当該収益・費用を、2023年3月期第3四半期に一括で調整

② セグメントの業績概況（2023年4月～2024年3月）



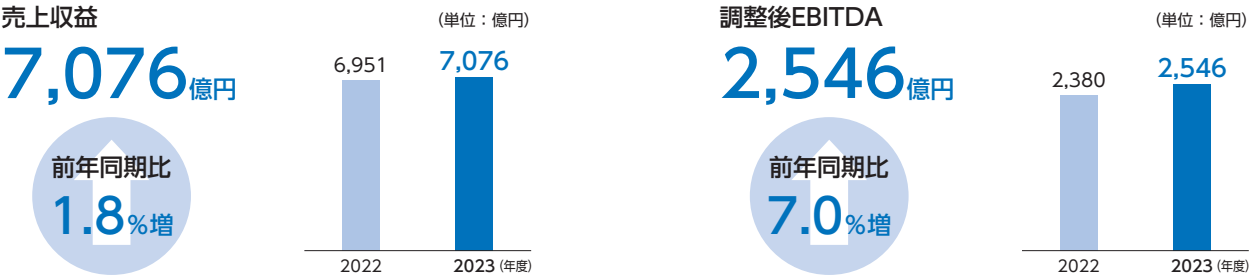
セグメント別の売上収益・調整後EBITDA

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減（額）	増減（率）
メディア事業				
売上収益	6,951億円	7,076億円	125億円 増	1.8% 増
調整後EBITDA	2,380億円	2,546億円	165億円 増	7.0% 増
コマース事業				
売上収益	7,928億円	8,215億円	287億円 増	3.6% 増
調整後EBITDA	1,145億円	1,432億円	286億円 増	25.0% 増
戦略事業				
売上収益	1,920億円	2,899億円	979億円 増	51.0% 増
調整後EBITDA	△318億円	115億円	433億円 増	—
その他				
売上収益	57億円	80億円	23億円 増	40.4% 増
調整後EBITDA	0億円	△3億円	4億円 減	—
調整額				
売上収益	△133億円	△126億円	—	—
調整後EBITDA	118億円	59億円	—	—
合計				
売上収益	1兆6,723億円	1兆8,146億円	1,422億円 増	8.5% 増
調整後EBITDA	3,326億円	4,149億円	823億円 増	24.7% 増

- (注) 1. 2024年3月期第1四半期より、サービスの効率的な提供に重点を置き、迅速に市場の変化に対応するため、一部のサービスおよび子会社をセグメント間で移管しています。主な変更内容は、その他に区分されていたヤフー(株)のデータソリューションサービスおよび子会社であるdely(株)のサービスをメディア事業に移管し、また、その他および調整額に配賦していたLINE(株)およびその子会社に関する費用の一部をメディア事業、コマース事業および戦略事業に配賦しています。これに伴い、前連結会計年度のセグメント情報を遡及修正して表示しています。
2. 2023年10月1日付のグループ内再編に伴い、2024年3月期第3四半期より一部のサービスおよび費用をセグメント間で移管しています。主な変更内容は、コマース事業に区分されていたプレミアム会員、戦略事業に区分されていた「LINE Search」およびその他に区分されていたメールサービスをメディア事業に移管し、調整額に計上されていたスタッフ部門およびテクノロジー部門の人件費、データセンターおよび社内インフラに関わる費用をメディア事業、コマース事業、戦略事業およびその他に配賦しています。これに伴い、前連結会計年度のセグメント情報を遡及修正して表示しています。
3. 調整額は、セグメント間取引および報告セグメントに帰属しない全社費用です。

2. 主要な事業内容

メディア事業



メディア事業の売上収益は、アカウント広告の増収等により、7,076億円(前年同期比1.8%増)となりました。また、調整後EBITDAは2,546億円(前年同期比7.0%増)となりました。なお、メディア事業の売上収益が全売上収益に占める割合は39.0%となりました。

- ・アカウント広告：「LINE公式アカウント」において2023年6月に料金プランを改定したことも奏功し、有償アカウント数が増加しており、売上収益は前年同期比で22.3%増加しました。
- ・検索広告：パートナーサイト面では減収となったものの、LINEヤフー面の増収により、売上収益は前年同期比0.8%増となりました。
- ・ディスプレイ広告：市況は緩やかな改善傾向にあるものの、前年同期比で減収となりました。

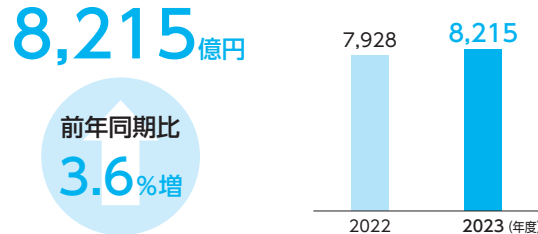
主なサービス・商品

検索広告		Yahoo!広告「検索広告」
アカウント広告		「LINE公式アカウント」、 「LINEプロモーションスタンプ」、 「LINEで応募」、 「LINEチラシ」、 その他
ディスプレイ広告	運用型広告	Yahoo!広告「ディスプレイ広告」(運用型)、 「LINE VOOM」、 「LINE NEWS」、 「トークリスト」、 「Talk Head View」、 「Talk Head View Custom」、 その他
	予約型広告	Yahoo!広告「ディスプレイ広告」(予約型) 等
	その他LINE広告	「LINEバイト」、 その他
その他		「LINEスタンプ」、 「LINE GAME」、 「LINE占い」、 「LINE MUSIC」、 「LINEマンガ」、 「LINE Search」、 「LYPプレミアム」、 「ebookjapan」、 不動産関連、 「Yahoo!ロコ」(注)、 「Yahoo!メール」、 その他

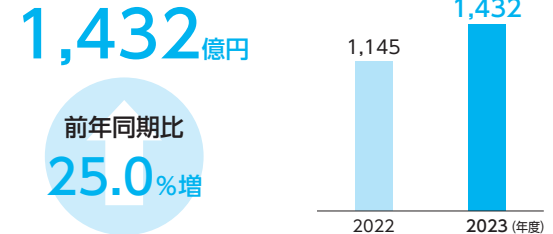
(注) 「Yahoo!ロコ」は、2024年3月27日にサービスを終了しました。

コマース事業

売上収益



調整後EBITDA



コマース事業の売上収益は、アスクルグループおよびZOZOグループにおける増収や、サービスEC事業の成長もあり、前年同期比で増加しました。

eコマース取扱高(注1)は、コスト最適化等の影響があったものの、4兆1,954億円(前年同期比2.0%増)となり、うち国内物販系取扱高は、3兆380億円(前年同期比1.7%増)となりました。

以上の結果、当連結会計年度におけるコマース事業の売上収益は、8,215億円(前年同期比3.6%増)となりました。また、調整後EBITDAは上記増収やコスト最適化により、1,432億円(前年同期比25.0%増)となりました。なお、コマース事業の売上収益が全売上収益に占める割合は45.3%となりました。

(注) 1. eコマース取扱高は、コマース事業の「主なサービス・商品」に掲載している「LINEヤフー」内の「ショッピング事業」、「リユース事業」、「サービスEC事業」および「ZOZO、アスクル」内の「ZOZO」、「アスクル」ならびにメディア事業の「主なサービス・商品」に掲載している「その他」の有料デジタルコンテンツ等における取扱高の合算値です。

主なサービス・商品

LINEヤフー	ショッピング事業	「Yahoo!ショッピング」、「LINE ショッピング」、「LINE FRIENDS」、「LINEギフト」、「MySmartStore」(注2)、「Yahoo!マート by ASKUL」、「LIVEBUY」、海外EC (「LINE SHOPPING (台湾・タイ)」、「GIFTSHOP」、「EZ STORE」、「QUICK EC」、「MyShop」、その他)
	リユース事業	「Yahoo!オークション」(注3)、「Yahoo!フリマ」(注4)
	サービスEC事業	「Yahoo!トラベル」、「一休トラベル」、「LINEトラベル (台湾)」、その他
	その他	その他
ZOZO、アスクル	ZOZO	「ZOZOTOWN」、「ZOZOUSER」、その他
	アスクル	アスクル BtoB事業(「ASKUL」、「SOLOEL ARENA」、「APMRO」、「FEEDデンタル」、その他)、「LOHACO」、「チャーム」、その他
	その他 (注5)	「バリューコマース アフィリエイト」、「バリューポイントクラブ」、「ストアーズ・アールエイト」、「ストアマッチ」、「ビースペース」、その他

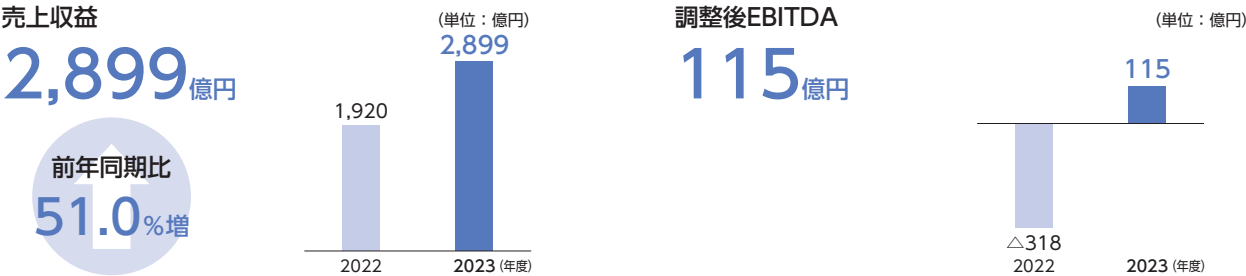
(注) 2. 「MySmartStore」は、2024年7月31日にサービスを終了予定です。

3. 「ヤフオク!」は、2023年11月1日に「Yahoo!オークション」にサービス名称を変更しました。

4. 「PayPayフリマ」は、2023年11月1日に「Yahoo!フリマ」にサービス名称を変更しました。

5. バリューコマース(株)は2024年5月2日に当社の持分法適用関連会社へ移行したことから、以降、バリューコマース(株)のサービスを含みません。

戦略事業



戦略事業の売上収益は、2022年10月のPayPay(株)連結子会社化の影響やPayPay連結の成長により、前年同期比で増加しました。

PayPay連結取扱高は、12.5兆円(注1、2)(前年同期比22.2%増(注3))となり、順調に拡大しています。また、PayPay銀行(株)の貸出金残高は7,293億円(前年同期比16.8%増)となりました。

以上の結果、当連結会計年度における戦略事業の売上収益は、2,899億円(前年同期比51.0%増)となりました。また、事業の選択と集中を推進したことやPayPay連結の成長により、戦略事業の調整後EBITDAは115億円となり通期で初めて黒字となりました。なお、戦略事業の売上収益が全売上収益に占める割合は16.0%となりました。

- (注) 1. ユーザー間での「PayPay残高」の「送る・受け取る」機能の利用は含まず。2022年3月期第4四半期以降は「Alipay」、「LINE Pay」等経由の決済を含む。2022年2月より提供開始した「クレジット(旧あと払い)」による決済を含む。PayPayカード(株)の取扱高を2022年3月期の期初から連結して表示。PayPay(株)とPayPayカード(株)間の内部取引消去後
2. 値は10億円単位で端数切り捨ての上、1,000億円単位で四捨五入
3. PayPayカード(株)の取扱高を含む連結取扱高の増減率

主なサービス・商品

Fintech	PayPay連結	PayPay、PayPayカード
	PayPay銀行	—
	その他金融	PayPayアセットマネジメント、「PayPayほけん」、「LINE Pay」、「LINE スコア」、「LINE ポケットマネー」、「LINE BITMAX」、「LINE FX」、「DOSI」、その他
その他		その他

主な取り組み 2023年度

4月

「Yahoo!ショッピング」、配送日分散でPayPayポイントがもらえる「おトク指定便」を全ストアに本格展開



7月

OpenAIと利用契約を締結し、独自AIアシスタントサービスをLINEグループ、ヤフーの従業員約2万人に導入

10月

「PayPay」の登録ユーザーがサービス開始5年で6,000万人を突破



10月

LINEとYahoo! JAPANのアカウント連携を開始
LINEヤフーの各サービスをより便利でお得に



11月

LINE、ヤフーの新たな会員サービス「LYPプレミアム」を開始



3月

不正アクセスによる情報漏えいについて総務省より行政指導

4月

5月

6月

7月

8月

9月

10月

11月

12月

1月

2月

3月

2023

2024

6月

ヤフー、広告サービス品質に関する透明性レポート公表
2022年度は約1億3,000万件の広告素材を非承認に



10月

Zホールディングス、LINE、ヤフーを中心としたグループ内再編により「LINEヤフー株式会社」発足



11月

「ヤフオク!」と「PayPayフリマ」が「Yahoo!オークション」「Yahoo!フリマ」に名称変更



1月

「Yahoo!基金」は令和6年能登半島地震 緊急支援募金を開設し、11億8,000万円を石川県など被災地に寄付



2月

2023年11月に公表した不正アクセスによる情報漏えいについて再発防止策を策定し公表

3. 財産および損益の状況

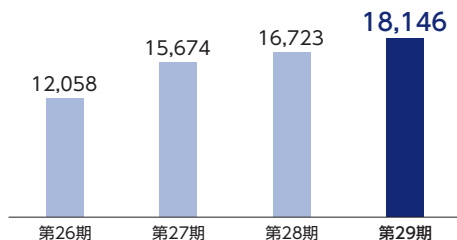
企業集団の財産および損益の状況の推移

		第26期 2021年3月期	第27期 2022年3月期	第28期 2023年3月期	第29期 (当連結会計年度) 2024年3月期
売上収益	(百万円)	1,205,846	1,567,421	1,672,377	1,814,663
営業利益	(百万円)	162,125	189,503	314,533	208,191
親会社の所有者に帰属する 当期利益	(百万円)	70,145	77,316	178,868	113,199
基本的 1 株当たり当期利益	(円)	14.02	10.20	23.87	15.10
資産合計	(百万円)	6,691,328	7,110,386	8,588,722	9,043,969
資本合計	(百万円)	2,989,597	2,982,197	3,317,900	3,446,985

- (注) 1. 当社の連結計算書類は国際会計基準（IFRS）に基づいて作成しています。
 2. 基本的 1 株当たり当期利益は、期中平均株式数により算出しています。
 3. 2022年 3 月期第 2 四半期連結会計期間において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行ったことに伴い、2021年 3 月期の諸数値を遡及修正しています。

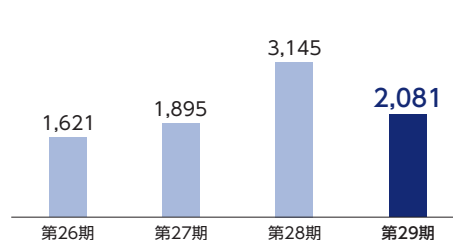
売上収益（連結）

(単位：億円)



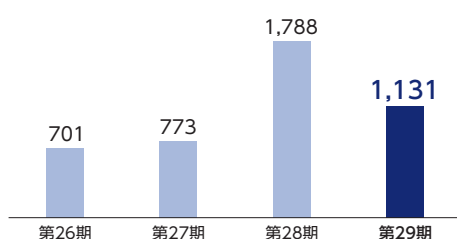
営業利益（連結）

(単位：億円)



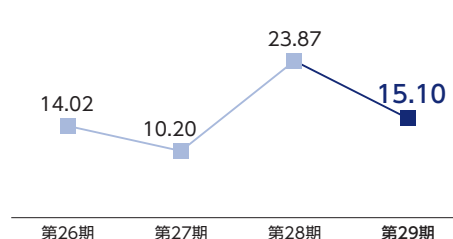
親会社の所有者に帰属する当期利益（連結）

(単位：億円)



基本的 1 株当たり当期利益（連結）

(単位：円)

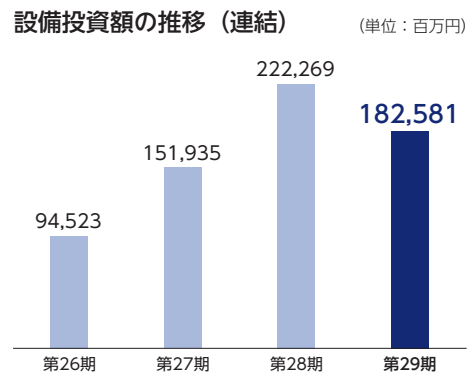


4. 資金調達の状況

当連結会計年度において有利子負債が31,047百万円減少しました。これは、主に借入金が増加し、社債が109,716百万円減少したことによるものです。

5. 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は182,581百万円であり、主なものはサーバーおよびネットワーク関連機器の購入、物流センターの拡充、ソフトウェアの取得に伴うものです。



6. 経営方針

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものです。

①会社の経営の基本方針

当社グループの中核企業であるLINEヤフー(株)は、LINE(株)およびヤフー(株)を中心とした合併を経て、2023年10月に新会社として新たなスタートを切りました。

あわせて当社グループが追求するミッションも刷新し、新たに"「WOW」なライフプラットフォームを創り、日常に「!」を届ける。"をミッションに掲げ、その実現を目指しています。

情報技術の発展により、人々はインターネットを介してあらゆる知識・情報の取得と、世界中に向けた情報発信が可能になりました。今後も人々は情報技術の活用によってさまざまな制約から解放されるとともに、新たな未来を創っていくと当社グループは考えます。

常にユーザーファーストの視点を貫き持続的成長に向けたサービスの向上に努め、人々や社会の課題を解決することに貢献し、当社グループの企業価値向上を目指します。

②目標とする経営指標

当社グループは主要財務指標として、全社の売上収益および調整後EBITDA（注）を重視しています。これらの指標を設定した理由は以下のとおりです。

売上収益：全ての収益の源泉となるものであり、成長性および収益性、事業規模を表す指標として採用しました。

調整後EBITDA：減価償却費及び償却費に加え、減損損失や企業結合に伴う再測定損益などの非経常かつ非現金の取引損益を除外することにより、経常的な収益性を把握できる指標として採用しました。

財務以外の主要指標として、ポータルサイトのYahoo! JAPANは月間ログインユーザーID数やログインユーザー利用時間等、コミュニケーションアプリのLINEは月間アクティブユーザー数（MAU）、DAU/MAU比率（MAUに占める日次アクティブユーザー数（DAU）の比率。アクティブ率）等をそれぞれ重視しています。そのほか、事業別の主要指標は以下のとおりです。

メディア事業：広告関連売上収益、「LINE公式アカウント」アカウント数等

コマース事業：eコマース取扱高等

戦略事業：PayPay(株)の「PayPay」取扱高、「PayPay」決済回数、PayPayカード(株)の「PayPayカード」クレジットカード取扱高、PayPay銀行(株)の銀行口座数等

（注）調整後EBITDAは、IFRSにおいて定義された財務指標ではありませんが、当社グループの業績に対する理解を高め、現在の業績を評価する上での重要な指標として用いることを目的として当該指標を採用しています。そのため、他社において当社グループとは異なる計算方法または異なる目的で用いられる可能性があります。

③中長期的な会社の経営戦略

1) 経営環境

近年、情報技術が発達し、社会のあらゆる領域でオンラインとオフラインの境目は急速に失われつつあり、インターネットの可能性が飛躍的に広がる中で、ビッグデータの価値が加速度的に高まっています。日本政府が提唱する「Society5.0」にあるとおり、データを用いて経済発展と社会課題の解決を両立するサービスや事業を創り出す企業が求められています。

さらに世界中でキャッシュレスやIoT、ビッグデータ等、インターネットを介し、革新的で高い利便性を持つサービスが次々と生み出され、生活の新しいスタンダードになりつつあります。加えて、生成AI（人工知能）の進化と普及により、世界中で開発競争が激化し、今後もデジタル・トランスフォーメーション（DX）が一層加速していくことが予想されます。

当社グループの展開する事業はメディア事業、コマース事業、並びに戦略事業に大別されます。

メディア事業では、多様なメディアサービスを提供し、企業などの広告を掲載することで収益を上げています。(株)電通の発表によると、2023年の日本の総広告費は通年で前年比3.0%増の7兆3,167億円で、1947年に同社が推定を開始して以降、過去最高となりました。中でもインターネット広告費は前年比7.8%増の3兆3,330億円と、社会のデジタル化を背景に継続して高い増加率を保っており、日本の総広告費全体の成長をけん引しています。また、インターネット広告費の約8割を占めるインターネット広告媒体費は、検索連動型広告やビデオ（動画）広告の成長により、前年比8.3%増の2兆6,870億円となりました。インターネット広告媒体費は、検索連動型広告とディスプレイ広告の2種が全体の約7割を占め、ビデオ（動画）広告は前年比15.9%増で全体の2割強を占めています。

コマース事業では、eコマースを中心とした多様なサービスを展開しています。経済産業省の調査によると、2022年のBtoC-EC（消費者向け電子商取引）市場規模は前年比9.9%増の約22.7兆円、物販系分野におけるEC化率は9.13%となりました。2020年に始まった新型コロナウイルス感染症の拡大による社会的影響が落ち着きを見せ、2022年は買い物の実店舗回帰の動きも見られましたが、物販系ECの市場規模は2023年も引き続き拡大しています。一方で、耐久消費財を中心とした販売価格上昇による需要減退なども伸び率の鈍化に影響し、物販ECの市場成長率は、比較可能な2014年以降で最も低くなりました。

戦略事業では、Fintechを中心とした多様なサービスを展開しています。経済産業省の調査によると、2023年の日本のキャッシュレス決済比率は前年比3.3ポイント増の39.3%と着実に上昇している一方で、諸外国との比較では依然として低水準にとどまっています。経済産業省はキャッシュレス決済比率を2025年までに4割程度、将来的には世界最高水準の80%まで上昇させることを目標としているため、日本のキャッシュレス決済市場は今後も拡大が予想されます。

2) 経営戦略

当社グループは、オンラインからオフラインまで一気通貫でサービスを提供する、世界的にもユニークな企業グループです。当社グループの提供する多様なサービスから得られる豊富なデータは、当社グループならではのサービス

を創り出すための重要な競争優位性となります。各サービスから得られるデータを横断的に活用することで、利用者一人ひとりに最適化されたサービスを提供し、さらに質の高い利用者体験の提供を目指します。また、豊富なデータ量と多様性あふれるデータ資産を持ち合わせた国内最大級のデータ所有者として、その能力を最大限に引き出し、社会全体の価値を向上させる企業を目指します。

3) 主要セグメントの基本方針

●メディア事業

メディア事業では、日常に欠かせない多様なメディアサービスを提供することで多くの利用者を集め、広告により収益を上げています。ユーザーファーストの理念に基づき、必要とされるサービスを適切なタイミングで提供することに日々努めています。メディアとしての信頼性を高めることが、結果として中長期的なユーザー数の拡大、広告売上収益の拡大につながると考えています。

また当社は、グループの技術やアセットを活用しながら、認知から興味・関心といった「新規顧客獲得のためのファネル」に加えて、購入からCRMの「優良顧客化のためのファネル」まで一気通貫で支援する、新たなマーケティングソリューションを実現していきます。

2023年11月からはクロスユース施策としてLINE・ヤフーの新たな会員サービス「LYPプレミアム」の提供を開始しました。旧Yahoo!プレミアムで提供していた特典に加えて、「LINE」アプリがもっと楽しく便利になる特典を利用できるサービスを通して新規会員を獲得し、LINEヤフーグループのサービス利用の拡大を目指します。

●コマース事業

コマース事業では、eコマース関連サービスを提供しています。国内最大級のユーザー基盤を持つ、「LINE」、「ヤフー」、「PayPay」の3つの起点をつなげ、グループサービス間のクロスユースを促進し、グループ経済圏を拡大することで、収益の持続的な成長を目指します。グループサービスの特典を組み合わせた「LYPプレミアム」により、eコマース取扱高の拡大を図るとともに、「PayPay」や「PayPayカード」などの会員数および取扱高増加にもつなげています。

また、今後の取り組みとして、LINEアプリのリニューアルを予定しています。新たに「ショッピング」タブを追加することで、メッセージアプリを起点とした購入体験を提供します。このリニューアルを通じて、LINEの利便性向上と、さらなるクロスユースの促進強化に取り組みます。

●戦略事業

戦略事業では、Fintechを中心とした多様なサービスを展開しています。国内のQRコード決済市場において6割以上のシェアを占めるキャッシュレス決済サービス「PayPay」を起点に、クレジットカード、銀行、証券、保険などのさまざまな金融サービスの拡大を図ります。

④対処すべき課題

当社グループは、③.2)の経営戦略を実行するにあたり、最優先課題として個人に関する情報（以下「パーソナルデータ」）の保護をはじめとするセキュリティの強化に取り組んでいます。横断的なマルチビッグデータの利活用を進める上で、最も大切な基本姿勢は利用者の方のパーソナルデータを尊重することです。当社グループは、プライバシーポリシーを策定し、同ポリシーに基づいて適切にパーソナルデータを保護していくことに努めてまいります。

なお、当社は2023年度において、①2023年11月に公表しました不正アクセスによる情報漏洩等に関して総務省から指導および個人情報保護委員会から勧告等を受け、また②2023年8月に公表しましたインターネットオークションサービスの不具合に関して個人情報保護委員会から指導を受けました。多数のユーザーを抱えるプラットフォーム事業者としての信頼を損なう重大な事態であると重く受け止め、再発防止を推進してまいります。具体的な再発防止策およびその進捗状況については、総務省および個人情報保護委員会に報告するとともに、当社のコーポレートサイト上の特設ページ（※）にて適時適切に公開してまいります。

※特設ページ：

■URL：<https://www.lycorp.co.jp/ja/privacy-security/recurrence-prevention/>

■掲載内容： 指導・勧告等の内容、再発防止策・その進捗状況、セキュリティガバナンスの見直しの状況、その他最新の状況（随時更新）

当社グループは突発的な事故や自然災害等に対する施設面・業務面でのリスクマネジメントの徹底にも努めています。現代社会において、インターネットは生活やビジネスに欠かせないインフラであり、その中で当社グループの担う公共的な責任も年々増していると考えためです。また当社グループは、コーポレートガバナンスを中長期的な企業価値の拡大に必要不可欠な機能と位置付けています。少数株主を含む全株主の利益に適う経営が実現できるよう、ガバナンス体制の強化に努めています。加えて、企業の社会的責任を果たすための取り組みや、企業経営のリスクに対応するための内部統制システムの構築および運用についても、一層の強化を図ります。

あわせて、企業の価値創造の源泉である人材のパフォーマンス最大化も、重要な課題のひとつです。そのため当社グループは、仕事に対する社員の意識や仕事の質のスタンダードを向上させる仕組み・制度の整備を進めています。当社グループでは、働く人の心身のコンディションを最高の状態にすることが最大のパフォーマンスにつながり、働く人自身とその家族の幸せにつながると考えており、代表取締役社長による「健康宣言」を行なっています。これらの取り組みの結果、経済産業省および日本健康会議による「健康経営優良法人2024（大規模法人部門）」通称「ホワイト500」に選定されました。今後も全ての社員が心身ともに最高の状態で仕事に向き合えるような環境整備に、継続して取り組んでまいります。

※「健康経営」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

ご参考 サステナビリティ

当社グループは、“「WOW」なライフプラットフォームを創り、日常に「！」を届ける。”の実現に向けて、6つのマテリアリティを策定しています。事業を通じて社会にポジティブなインパクトをもたらすと共に、地球環境や人権などを含めた社会課題に向き合い、未来世代に責任を持ったサステナビリティ経営を推進していきます。

詳しい情報はこちら ▶ <https://www.lycorp.co.jp/ja/sustainability/management/#anc3>



分類	特定マテリアリティ	説明
事業基盤	データ/AIを活用した新たな体験 (WOW/!) の提供	ユーザーファーストの理念のもと、人々や社会の課題を情報技術で解決していくことが、LINEヤフーグループの使命です。データ/AIを活用し、「日本・アジアから世界をリードするAIテックカンパニー」として成長し、便利で感動的なユーザー体験を提供し続けることを目指していきます。
	安心・安全なデジタルプラットフォームの運営	情報の利活用における「安心・安全」は、最優先されるべき、プラットフォームの責任です。こうした認識をもとに、LINEヤフーグループは、誰もが、いつでもつながるサービスの利便性を確保すると同時に、通信の秘密・情報セキュリティを確保・強化しながら、中長期的な視点で安心・安全なITサービスを提供し続けていきます。
	しなやかで強靱な社会基盤の構築	LINEヤフーグループは、防災・減災・パンデミック対応をはじめ、自治体DX、医療DX、オンライン教育、リユースによる循環型社会の実現など、デジタル駆動によるしなやかで強靱な（レジリエント）社会基盤の構築に向けて、すべての人々にデジタル技術による恩恵が行き渡ることを目指し「誰一人取り残さない」という決意のもと、事業及び支援活動を続けていきます。
	人材の強化	AI人材をはじめとした多様な価値を生み出す人材の育成・強化は、LINEヤフーグループの競争力の源泉です。こうした考えをもとに、従業員ひとりひとりの心身の健康とパフォーマンスを引き出す働き方の実現、Well-beingの向上に取り組んでいきます。
	未来世代に向けた地球環境への責任	LINEヤフーグループは、環境負荷の低減や生態系に配慮することは、未来世代への重要な責任と考えます。ITのチカラを活用し、LINEヤフーグループ及びサプライチェーンと共に電力の再エネ化など脱炭素社会の実現をめざしていきます。また、これら自然資本への配慮を、社会の幅広いステークホルダーの皆様と連携を深める事業機会としても捉え、チャレンジし続けていきます。
	グループガバナンスの強化	日本国内最大規模かつ世界に向けてITサービスを提供する会社へと進化したLINEヤフーグループにとって、グループガバナンスの強化は、経営の最重要課題の一つです。グループ全体最適をもたらす意思決定という「縦軸」と、グループ会社間のシナジー創出という「横軸」を視野に世界最高水準のガバナンス体制を構築しさらに強化していきます。
サステナビリティ		

TOPICS

能登半島地震にともなう支援の取り組み

しなやかで強靱な社会基盤の構築

当社は、被災者や被災地への支援を目的として、情報発信や寄付金・物資の支援を行っています。

地震に関する最新情報や生活再建・支援に関する情報をまとめ、「LINE NEWS」や「Yahoo!ニュース」等から発信しているほか、「災害マップ」上で、避難所、支援物資拠点をはじめとした様々な情報を提供しています。

また、「Yahoo!ネット募金」では、令和6年能登半島地震による被災者や被災地域への支援を目的に、緊急支援募金特設サイトを1月1日に開設し、延べ約108万人の方々からおよそ20億円を超える寄付をいただきました（3月31日時点）。加えて、緊急災害対応アライアンス「SEMA」の事務局として、被災地のニーズに応じた物資支援を積極的に行っており、加盟企業の防寒着や食料など約28万点を提供しています（3月31日時点）。

防災、減災、そして被災地のサポートにおいて、「LINE」と「Yahoo! JAPAN」がそれぞれの特性を活かし合いながらシナジーを発揮し、さらなる貢献を目指してまいります。

令和6年能登半島地震
緊急支援募金



気候変動・自然資本の保全に関する取り組み

未来世代に向けた地球環境への責任

当社は、グループ全社の事業活動での温室効果ガス排出量を2030年度までに実質ゼロにする「2030カーボンニュートラル宣言」を発表しています。

2023年度の取り組みとして、当社は日本有数の大規模専門林家である田島山業(株)と、森林由来のJ-クレジット（※1）を10年間売買する契約を締結しました。本契約により当社は年間1,500トンのCO2吸収量を取引することで自社のCO2排出量をオフセットし、田島山業(株)においては、本クレジットによる収益を森林の整備や再造林などに活用します。本取り組みにより「持続可能なCO2削減」、「土砂災害の防止」、「生物多様性の保全」につなげていくことを目指しています。

また、当社は多くのユーザーに活用いただいているサービスを通じて、気候変動をはじめとした社会課題に取り組んでいます。「Yahoo!ショッピング」では、お買い物がどのくらい環境への負荷を軽減できたかわかるミニゲーム「ECOチャレンジ」を提供し、ユーザーが気軽に環境課題に貢献できる仕組みづくりをしています。さらに、余裕のあるお届け日を指定するとPayPayポイントを獲得できる「おトク指定便」を通じて、出荷・配送業務の分散と平準化を促進することで配送効率を高め、配送にかかるCO2削減を目指します。

※1 省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO2等の排出削減量、適切な森林管理によるCO2等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度



多様性の尊重

人材の強化

当社は、イノベーションを創出し多くのユーザーを感動させるプロダクトを創るうえで、従業員の多様性と互いの理解・尊重が不可欠であるとの認識のもと、「LINEヤフー DE&I（ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン）基本の考え方」を掲げています。

ジェンダーエクイティの観点では、2030年までに女性管理職の比率を男女従業員比率と同等にするとの目標を設定しています。また、国際女性デーに際しグループ会社の（株）ZOZOと共同でグループ会社の社員向けイベントを開催し、外部の専門家を交えて自律的なキャリア形成の重要性と企業における女性管理職比率向上の必要性について深く掘り下げる機会となりました。

▶ <https://www.lycorp.co.jp/ja/story/20240321/iwd.html>



生成AIに関する取り組み

データ/AIを活用した新たな体験
(WOW/!) の提供

当社はミッション『「WOW」なライフプラットフォームを創り、日常に「！」を届ける。』の実現に向けて、生成AIをサービス開発や日々の業務に活用しています。具体的には「Yahoo!ニュース」や「LINE」をはじめとした複数のサービスに生成AI機能を導入したほか、約2万人の従業員に専用のAIアシスタントを提供しています。また、2023年10月に約7,000名のエンジニアに向けて導入されたAIペアプログラマー「GitHub Copilot」を通じて、約10%~30%の生産性向上が確認されました。

このような取り組みにより、中長期的には年間約1,100億円の売上増加と年間約100億円の生産性向上を目指しています。

AIガバナンスの観点では、LINEヤフーはAI倫理に関する有識者会議の開催、AI倫理基本方針の策定、そして専門の内部組織の設立を通じて、AIの安全かつ倫理的な使用を促進し、その推進に取り組んでいます。

■ 社外からの評価

当社グループは、国内外の評価機関よりESGの取り組みに対して高い評価をいただいております。

当社は国際的なサステナビリティ指標の先駆けとして開発されたインデックスシリーズである「DJSI World」および「DJSI Asia Pacific」に4年連続選定されているほか、2023年のMSCI ESG格付けにおいては最上位の「AAA」を3年連続で獲得し、「MSCI 日本株ESGセレクト・リーダーズ指数」などに選定されています。結果として、当社はGPIF（年金積立金管理運用独立行政法人）が採用する、国内株式を対象とした6つのESG指数（インデックス）すべての構成銘柄となっています。

Member of
**Dow Jones
Sustainability Indices**

Powered by the S&P Global CSA

MSCI
ESG RATINGS



CCC B BB BBB A AA AAA

Produced by MSCI ESG Research as of August 18, 2023.

**2024 CONSTITUENT MSCI日本株
ESGセレクト・リーダーズ指数**

**2024 CONSTITUENT MSCI日本株
女性活躍指数 (WIN)**



当社グループでは代表取締役社長による「健康宣言」のもと、すべての働く人が心身ともに最高のコンディションで業務に従事することが出来る企業を目指し、さまざまな取り組みを行っています。

※「健康経営」は、NPO 法人健康経営研究会の登録商標です。

▶ <https://www.lycorp.co.jp/ja/sustainability/esg/recognition/>



7. 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

(2024年3月31日現在)

会社名	資本金	当社に対する 議決権比率	主要な事業内容
	百万円	%	
ソフトバンクグループ(株)	238,772	64.4 (64.4)	持株会社
ソフトバンクグループジャパン(株)	188,798	64.4 (64.4)	持株会社
ソフトバンク(株)	214,393	64.4 (64.4)	移動通信サービスの提供、携帯端末の販売、固定通信サービスの提供、インターネット接続サービスの提供
Aホールディングス(株)	100	64.4 (—)	持株会社

(注) 1. 「当社に対する議決権比率」は、各社が直接所有する議決権の比率および間接所有する議決権の比率の合計となっており、() 内は、間接所有する議決権の比率を内数で記載しています。
2. Aホールディングス(株)はソフトバンク(株)の子会社であることから、当社に与える影響が最も大きい親会社等はソフトバンク(株)となります。

② 重要な財務および事業の方針に関する契約等

当社はAホールディングス(株)との間で、定款変更（軽微変更を除く）、当社グループ以外の第三者に対する重要な財産の譲渡等、Aホールディングス(株)の議決権割合が完全希釈化後ベースで50%以下となる議決権割合に影響が生じる新株・新株予約権・新株予約権付社債の発行等についてはAホールディングス(株)の事前承諾を要する契約を締結しております。

また、当社はAホールディングス(株)との間で、同契約において、当社の取締役については10名以内とし、このうち、監査等委員である独立社外取締役を除く社内取締役については、事前に当社および監査等委員である独立社外取締役（3名以上4名以内）および社内取締役（1名以上2名以内）により構成される当社の指名報酬委員会と協議を行うことを条件として、Aホールディングス(株)が指名し、その場合には当社は当該指名に従って当該取締役を選任すべく合理的な範囲で最大限協力するものと定めております。また、同契約において、Aホールディングス(株)は、当社の監査等委員である独立社外取締役の選任議案に対する議決権の行使に当たっては、当社の指名報酬委員会の答申を尊重するものと定めております。さらに、当社とAホールディングス(株)は、同契約において、当社の取締役の員数および当該員数に占める独立社外取締役の割合については、今後の上場会社のガバナンスに関する議論の状況等を踏まえて、必要に応じて協議・検討を行うこととしております。

③ 重要な子会社の状況

(2024年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
(株)ZOZO	百万円 1,359	% 51.5 (51.5)	ファッション通販サイト「ZOZOTOWN」の企画・運営、カスタマーサポート、物流倉庫「ZOZOBASE」の運用
アスクル(株)	21,233	45.0	オフィス関連商品の販売事業、その他の配送事業
バリューコマース(株)	1,728	51.9 (51.9)	広告事業（アフィリエイトマーケティング、ストアマッチ、アドネットワーク）、CRM事業（マーケティングオートメーション）
PayPay(株)	94,179	63.9 (57.9)	モバイルペイメント等電子決済サービスの開発・提供
PayPayカード(株)	100	100.0 (100.0)	クレジット、カードローン
(株)一休	400	100.0 (100.0)	高級ホテルや旅館、厳選レストラン等のインターネット予約サイト運営事業
PayPay銀行(株)	72,216	46.6 (46.6)	銀行業
Zフィナンシャル(株)	36,604	100.0	グループ会社の経営管理、ならびにそれに付帯する業務
LINE Plus Corporation	2,466	100.0 (100.0)	海外マーケティングおよびLINE関連の各種海外サービスの開発
LINE SOUTHEAST ASIA CORP.PTE.LTD.	25,489	100.0 (100.0)	持株会社
LINE Financial Taiwan Limited	34,973	100.0 (100.0)	持株会社
Zホールディングス中間(株)	1	100.0	持株会社
Z中間グローバル(株)	1	100.0	持株会社

- (注) 1. 議決権比率欄の（ ）内は、間接所有割合を内数で記載しています。
2. 国際会計基準（IFRS）における当社の連結子会社は上記を含む115社です。
3. 当社は、2023年10月1日付で、当社を吸収合併存続会社、ヤフー(株)を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行い、ヤフー(株)は同日付で消滅しています。また、2023年10月1日付で、LINE(株)を吸収分割会社、当社を吸収分割承継会社とする吸収分割を行い、LINE(株)はZ中間グローバル(株)へ商号を変更しています。
4. LINE Financial(株)（現紀尾井町1号(株)）については、重要性が減少したことにより、当事業年度より重要な子会社から除外しております。

④ 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

8. 主要な事業所

① 当社の主要な事業所

(2024年3月31日現在)

名 称	所在地
本 社	東京都千代田区

② 子会社の主要な事業所

(2024年3月31日現在)

名 称	所在地
(株)ZOZO	千葉県千葉市稲毛区
アスクル(株)	東京都江東区
バリューコマース(株)	東京都千代田区
PayPay(株)	東京都港区
PayPayカード(株)	東京都千代田区
(株)一休	東京都千代田区
PayPay銀行(株)	東京都新宿区
Zフィナンシャル(株)	東京都千代田区
LINE Plus Corporation	大韓民国京畿道城南市
LINE SOUTHEAST ASIA CORP.PTE.LTD.	シンガポール共和国 シンガポール市
LINE Financial Taiwan Limited	中華民国（台湾） 台北市
Zホールディングス中間(株)	東京都千代田区
Z中間グローバル(株)	東京都新宿区

9. 従業員の状況

企業集団の従業員数

(2024年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減
28,196名	△189名

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であり、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含んだものです。
2. 上記従業員の他に、臨時従業員12,447名（期中平均人員）を雇用しています。

10. 主要な借入先および借入額

(2024年3月31日現在)

借入先	借入額
	百万円
(株)みずほ銀行	270,598
(株)三井住友銀行	178,389
日本銀行	101,900
三菱UFJ信託銀行(株)	71,900
(株)三菱UFJ銀行	62,838
三井住友信託銀行(株)	57,159

2 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 24,160,000,000株

2. 発行済株式の総数 7,637,068,986株
(自己株式103,150,424株を含む)

(注) 1.ストックオプション（新株予約権）の権利行使により、当事業年度中に3,567,300株増加しました。
2.当事業年度中の自己株式の増減は以下のとおりです。
・譲渡制限付株式報酬の無償取得により103,100株増加
・単元未満株式の買取請求により109株増加

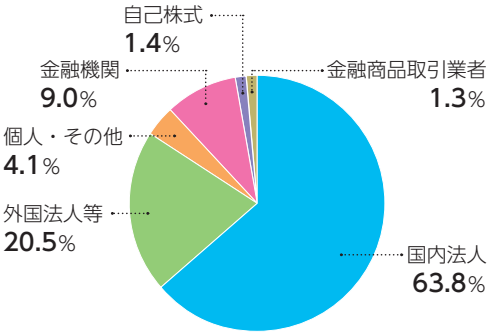
3. 株 主 数 277,010名
(前事業年度末比 15,836名減)

4. 大 株 主

株主名	持株数	持株比率
	株	%
Aホールディングス(株)	4,853,802,475	64.4
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	416,284,100	5.5
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505325	232,991,798	3.1
(株)日本カストディ銀行 (信託口)	177,116,780	2.4
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	56,054,518	0.7
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	51,448,249	0.7
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	45,899,027	0.6
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	45,476,434	0.6
JP MORGAN CHASE BANK 385632	42,873,839	0.6
BNYM AS AGT/CLTS 10 PERCENT	38,120,263	0.5

(注) 1. 当社は自己株式103,150,424株を保有していますが、上記大株主から除いています。
2. 持株比率は自己株式103,150,424株を控除して計算しています。なお、自己株式には、株式給付信託（J-ESOP）、役員報酬BIP信託および株式付与ESOP信託が保有する当社株式32,948,954株は含まれません。

所有者別株式分布状況



5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

3 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等

(2024年3月31日現在)

地位および担当	氏 名	重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 会 長	かわ べ けん た ろ う 川 邊 健 太 郎	—
代表取締役社長 CEO (最高経営責任者)	いで ざわ たけし 出 澤 剛	PayPay(株) 取締役 Zフィナンシャル(株) 取締役
代 表 取 締 役 CPO (Chief Product Officer)	しん じ ゅ ん ほ 慎 ジ ユ ン ホ	LINE Plus Corporation 取締役CWO
取 締 役 CSO (Chief Strategy Officer)	おけ たに たく 桶 谷 拓	—
取 締 役 (常 勤 監 査 等 委 員)	うす み よし お 臼 見 好 生	—
取 締 役 (監 査 等 委 員)	はす み ま い こ 蓮 見 麻 衣 子	(有)エバーリッチアセットマネジメント (株)サイバー・バズ 社外取締役 ニューラルグループ(株) 社外取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	くに ひろ ただし 國 廣 正	国広総合法律事務所 弁護士 東京海上日動火災保険(株) 社外取締役 オムロン(株) 社外監査役 三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株) 社外監査役 農林中央金庫 経営管理委員

- (注) 1. 取締役の臼見好生氏、蓮見麻衣子氏および國廣正氏は社外取締役です。
2. 当社は、(株)東京証券取引所が定める独立性基準をもって社外取締役の独立性判断基準としており、社外取締役の臼見好生氏、蓮見麻衣子氏および國廣正氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しています。
3. 社外取締役の蓮見麻衣子氏および國廣正氏が兼職している他の法人等と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能の強化や情報収集の充実、内部監査部門との密な連携を図るために、臼見好生氏を常勤監査等委員に選定しています。
5. 当社は、各社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または法令に規定される最低責任限度額のいずれか高い額としています。
6. 当社は、各取締役との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しています。当該契約では、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしています。当該契約においては、悪意または重大な過失があったことによる損害に係る賠償金を補償の例外とするなど、一定の免責事由を定めています。
7. 2023年9月30日付で、以下の取締役は、辞任により退任しました。

氏 名	退任時の地位および担当	退任時の重要な兼職の状況
小 澤 隆 生	取締役 専務執行役員CGSO (Chief Group Synergy Officer) E-Commerce CPO	ヤフー(株) 代表取締役社長 社長執行役員CEO (最高経営責任者) (株)ZOZO 取締役 (株)出前館 社外取締役
舩 田 淳	取締役 専務執行役員 Entertainment CPO	LINE(株) 取締役CSMO (株)出前館 社外取締役 Z entertainment(株) 代表取締役社長CPO (最高プロダクト責任者) LINE MUSIC(株) 代表取締役CEO LINEヘルスケア(株) 代表取締役
鳩 山 玲 人	取締役 (監査等委員)	(株)鳩山総合研究所 代表取締役 ピジョン(株) 社外取締役 トランス・コスモス(株) 社外取締役

(注) 社外取締役であった鳩山玲人氏が兼職していた他の法人等と当社との間には、特別の利害関係はありません。

8. 2023年10月1日付で、取締役の地位および担当が次のとおり変更となりました。

氏 名	変 更 後	変 更 前
出 澤 剛	代表取締役社長 CEO (最高経営責任者)	代表取締役社長 CEO Marketing & Sales CPO
慎 ジュンホ	代表取締役 CPO (Chief Product Officer)	代表取締役 GCPO (Group Chief Product Officer)
桶 谷 拓	取締役 CSO (Chief Strategy Officer)	取締役 専務執行役員CSO (Chief Strategy Officer)

2. 取締役の報酬等

① 取締役の報酬決定方針の概要

当社は、以下のとおり「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」（報酬ポリシー）を策定し、本方針に基づいた考え方および手続きに則って取締役報酬の構成および水準を決定しています。

報酬ポリシー（2024年3月31日時点）

1. 基本理念

取締役の報酬（以下「役員報酬」という。）を当社のミッション及び経営戦略の実現に向けた原動力となる内容とすべく、以下を基本理念とする。

- ① "「WOW」なライフプラットフォームを創り、日常に「！」を届ける。"の実現に向け、経営陣のリーダーシップの発揮を促すものであること
- ② 当社の中長期的な企業価値の向上に資するものであること
- ③ 独立性の高い強靱な報酬ガバナンスを確立することで、当社のステークホルダーに説明責任を果たすことができる内容であること

2. 報酬水準

- 役員報酬の水準は、各取締役が担うミッションの重要度や難易度を勘案し、役員報酬の基本理念及び当社の経営における各取締役の役割と責任に基づき設定する。
- 報酬水準の検討に際しては、当社の経営環境や外部調査機関のデータベースによる日本を代表するグローバル企業をピアグループとした調査・分析を行ったうえで、指名報酬委員会においてその妥当性を検証のうえ設定する。
- 外部環境の変化や取締役の役割・責任の変更等に応じて、適宜、報酬水準の見直しを行うものとする。

3. 報酬構成

① 報酬項目の概要

【取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬構成】

- 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬構成は、当社の持続的な成長の実現に向けて、中長期的な視野で大胆なリスクテイクとリーダーシップの発揮を促すためのインセンティブとして機能するよう、中長期インセンティブとしての株式報酬に比重を置くことをコンセプトとする。

【金銭報酬】		目的・位置づけ	決定基準			支給額	支給時期
10～20%	基本報酬	月額報酬	各取締役の役割と責任に応じて金額決定			一定	毎月
10～20%	現金賞与	会社業績及び企業価値向上への貢献に対するインセンティブ	全体評価	①連結業績評価（調整後EBITDAの達成度等）	80%	0～200%	7月
				②定性評価（当年度の重要テーマの進捗度等）	20%		
				③サステナビリティ評価（社会的貢献の達成度等）	(±5%)		
			個人評価	④個人評価（各取締役のミッション達成度等）	(±10%)		

【株式報酬】		目的・位置づけ	概要	割合
60～80%	ストック・オプション	中長期的な株主価値及び企業価値の向上への貢献に対するインセンティブ付与	・ 株価が上昇した場合にのみ利益を得られるストック・オプションとしての新株予約権として付与 ・ 取締役会が定める一定期間（原則3年間）が経過した後に、権利行使が可能	80～90%
	RSUプラン（役員報酬BIP信託）	株主とのセイム・ポート及び優秀な経営人材のリテンション	・ 毎年付与する基準ポイント（ユニット）が対象期間（3年間）に亘って3分の1ずつ株式交付ポイントに移行し、当該株式交付ポイントの数に応じた当社株式を各事業年度終了後に信託から交付 ・ 本プランから取締役へ交付された株式は、交付後の3年間を対象として、継続保有期間を設ける ・ 取締役の自社株式保有状況にかかる説明責任を果たす観点から、将来に株式交付がなされることが相当に見込まれる基準ポイント（ユニット）は、潜在的株式として、株主総会参考書類等において各取締役の保有株式数に含めて開示	10～20%

60 ~ 80%	株式報酬		【ストック・オプション】（80 ~ 90%） 中長期的な株主価値 及び企業価値の向上への貢献 に対するインセンティブ付与
			【RSU プラン】（10 ~ 20%） 株主とのセიმ・ポート及び 優秀な経営人財のリテンション
10 ~ 20%	現金賞与	金銭 報酬	短期的な業績及び企業価値向上への 貢献に対するインセンティブ
10 ~ 20%	基本報酬		役割と責任に基づく金銭報酬

※報酬構成は、毎年の指名報酬委員会において、外部環境や中長期的な戦略に応じて見直すものとする。

※上記にかかわらず、日本以外の現地採用取締役を招聘する場合等には、職務内容や採用国のマーケット水準等を勘案し、個別に報酬水準・報酬構成を設定する場合がある。

※当該事業年度における会社業績及び業績目標の達成度合いに加えて、将来に向けた企業価値向上への貢献等を総合的に評価し、指名報酬委員会が特別賞与を決定し、当該事業年度終了後の一定の時期に支給する場合がある。

※2024年3月度の①連結業績評価のKPIの内訳は、以下のとおりとする旨、指名報酬委員会にて決議している。

売上収益（20%）、調整後EBITDA（40%）、調整後EPS（20%）

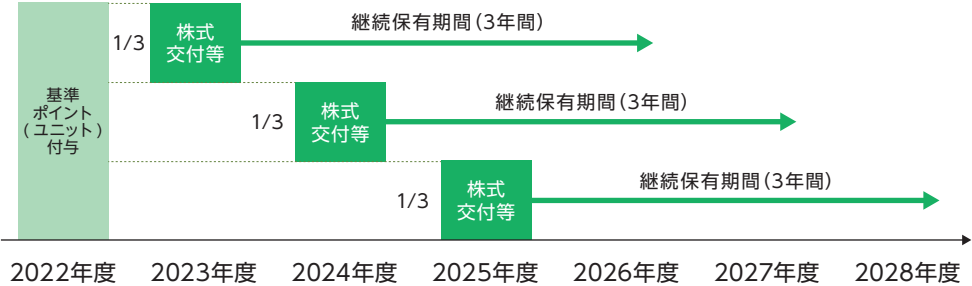
※現金賞与決定の指標にサステナビリティ評価（±5%）を組み込み、「データガバナンス」「カーボンニュートラルの進捗度」「女性管理職比率等のDE&I指標」をはじめとした各マテリアリティ指標における前年度の実績に加えてESG評価機関の外部評価によって構成される。

【監査等委員である取締役の報酬構成】

【金銭報酬】		目的・位置づけ	決定基準	支給額	支給時期
75～90%	基本報酬	月額報酬	各取締役の役割と責任に応じて金額決定	一定	毎月

【株式報酬】		目的・位置づけ	概要
10～25%	RSUプラン (役員報酬 BIP信託)	客観的な立場から業務執行の妥当性を判断するという監督機能の確保及び株主との利害共有意識（セイム・ポート）の醸成	・毎年付与する基準ポイント（ユニット）が対象期間（3年間）に亘って3分の1ずつ株式交付ポイントに移行し、当該株式交付ポイントの数に応じた当社株式を各事業年度終了後に信託から交付 ・本プランから取締役へ交付された株式は、交付後の3年間を対象として、継続保有期間を設ける ・取締役の自社株式保有状況にかかる説明責任を果たす観点から、将来に株式交付がなされることが相当に見込まれる基準ポイント（ユニット）は、潜在的株式として、株主総会参考書類等において各取締役の保有株式数に含めて開示

（RSUプランを通じて取締役に交付等が行われる当社株式と継続保有期間）



② 株式保有ガイドライン

【株式保有ガイドライン】		目的：取締役の自社株保有促進	
対象		保有株式数	期限
代表取締役		基本報酬（年額）の2倍以上	取締役就任後5年以内
その他の取締役 (監査等委員である取締役を除く。)		基本報酬（年額）の1倍以上	

4. 報酬ガバナンス

【指名報酬委員会】

- 役員報酬の決定にかかるプロセスの独立性・透明性・客観性を高めるために、取締役会の諮問機関として設置。
- 独立社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）を委員長とし、構成員の過半数を独立社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）が占める。

【決定プロセス】

- 取締役の報酬水準、報酬構成、基本報酬額や現金賞与にかかる評価指標・算定方法・ウェイト及び支給額、特別賞与の支給額等は指名報酬委員会にて決定。
- 株式報酬にかかる付与内容については、指名報酬委員会で定めた内容に基づき、取締役会の決議により決定。
- 取締役の個人別報酬支給額の算定に必要な一定事項（現金賞与におけるサステナビリティ評価・定性評価の決定等）については、当社の経営状況や取締役の業務執行状況を最も熟知している代表取締役社長の評価案に基づき、指名報酬委員会が最終評価を行う。

【付随事項】

- 役員報酬は、株主総会において決議された報酬等の上限の範囲内で支給するものとする。
- 当社を取り巻く外部環境の変化や中長期的な戦略の変更等により、取締役の役割と責任に大幅な変化があった場合には、現金賞与及び株式報酬の目標値や算定方法等にかかるインセンティブ設計について、指名報酬委員会において慎重に審議を行ったうえで、見直しを行うことがある。
- 当社がコーポレート・ガバナンスやサステナビリティの観点における改善・改革等を実施したことにより、取締役の役割や責任を臨時的に見直した場合についても、指名報酬委員会において慎重に審議を行ったうえで、適正な範囲内で臨時的な報酬や各種手当の支給等を行うことがある。
- 指名報酬委員会の実効性の強化を目的とし、社外からの客観的視点及び役員報酬に関する専門的知見を採り入れるために、必要に応じ外部コンサルタント等を活用し、外部データ、経済環境、業界動向、経営状況等を考慮し、報酬制度の内容について検討する体制としている。

5. 報酬の没収・返還

- 重大な会計上の誤りや不正による決算の事後修正が取締役会において決議された場合、または取締役（監査等委員である取締役を含む。）の在任期間中に善管注意義務や忠実義務その他の法令ないし契約に反する重大な義務違反があったと取締役会等が判断した場合、指名報酬委員会は、取締役会からの諮問を受けて、現金賞与及び株式報酬を受ける権利の全部もしくは一部の没収または支給済みの現金賞与及び株式報酬の全部もしくは一部の返還を求めるか否かについて審議し、その結果を取締役会に助言・提言する。
- 取締役会は、当該助言・提言内容を最大限に尊重し、現金賞与及び株式報酬を受ける権利の全部もしくは一部の没収（マルス）、または支給済みの現金賞与及び株式報酬の全部もしくは一部の返還（クローバック）を当該取締役に請求するか否かにつき決議するものとする。

6. 株主や投資家とのエンゲージメント

- 役員報酬の内容については、各種法令等に従い作成・開示することとなる有価証券報告書、株主総会参考書類、事業報告、コーポレート・ガバナンス報告書、統合報告書及びホームページ等を通じ、迅速かつ積極的に開示する。
- 取締役（監査等委員である取締役を含む。）については、連結報酬等の総額が1億円以上である者に限ることなく、有価証券報告書にて連結報酬等の総額の個別開示を行う。
- 株主や投資家とのエンゲージメントについては、取締役（独立社外取締役を含む。）を中心に、積極的に実施する。株主や投資家とのエンゲージメントを通じて受けた株主や投資家の意見を指名報酬委員会や取締役会等で共有し、企業価値向上のために活用する。

② 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

	人数	報酬等の 総額	報酬等の種類別の総額				
			金銭報酬		非金銭報酬		
			基本報酬	賞与 (業績連動)	譲渡制限付 株式報酬 (業績連動)	RSUプラン（役 員報酬BIP信託） (非業績連動)	ストック・ オプション (非業績連動)
取締役（監査等委員を 除く） （うち社外取締役）	6名 （一名）	百万円 4,502 （ ー）	百万円 338 （ ー）	百万円 313 （ ー）	百万円 135 （ ー）	百万円 130 （ ー）	百万円 3,584 （ ー）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4名 （4名）	87 （ 87）	78 （ 78）	— （ ー）	— （ ー）	8 （ 8）	— （ ー）
合計 （うち社外取締役）	10名 （4名）	4,590 （ 87）	417 （ 78）	313 （ ー）	135 （ ー）	139 （ 8）	3,584 （ ー）

- (注) 1. 譲渡制限付株式報酬、RSUプラン（役員報酬BIP信託）およびストック・オプションの額は、譲渡制限付株式報酬、RSUプラン（役員報酬BIP信託）およびストック・オプションとして当事業年度に費用計上した額です。
2. 上記のほか、当事業年度において、社外役員が当社親会社または当該親会社の子会社から受けた役員としての報酬等はありません。
3. スtock・オプション（非業績連動）は、当社取締役としての地位に基づき付与されたものおよび当社子会社であるLINE㈱（現Z中間グローバル㈱）の取締役および執行役員としての地位に基づき付与されたものの双方を含みます。
4. 上記の表に記載しているストック・オプション（非業績連動）の金額は、原則として、日本基準に基づき当期に費用計上した金額を記載しております。ただし、監査等委員でない取締役のうち1名が、2024年3月31日付で自主放棄を行ったストック・オプションに係る影響額（△2,923百万円）は含まれておりません。
5. 2023年9月30日付で取締役（監査等委員を除く）を退任した2名および取締役（監査等委員）を退任した1名を含む人数を記載しています。
6. 当事業年度の取締役（監査等委員を除く）に対する株式報酬（非金銭報酬）の新たな付与については、2023年度業績目標の達成に資することを目的とし、2023年4月28日付で取締役会決議をもって不支給を決定しております。また、監査等委員である取締役に対する株式報酬（非金銭報酬）についても、監査等委員の協議の上、不支給を決定しております。

③ 業績連動報酬等に関する事項

当該業績連動報酬等の額又は数の算定の基礎として選定した業績指標の内容および業績連動報酬の額の決定方法は、「①取締役の報酬決定方針の概要 報酬ポリシー」3.①に記載のとおりです。

本決定方法に基づき算定した2024年3月期の実績および賞与支給率は下表のとおりです。

当該業績指標を選定した理由は、売上収益、調整後EBITDA、調整後EPSの達成が、連結業績の達成度を測る指標として当社が経営戦略上重視するKPIであるためです。また、当年度の重要テーマとして合併関連の定性評価を、非財務の観点からも企業価値の向上に寄与する経営意識の醸成を図るためのサステナビリティ評価（社会的貢献の達成度等）を選定しました。加えて、各取締役の個人パフォーマンスを明確化するため個人評価（各取締役のミッション達成度等）を選定しました。

決定基準			ウェイト	当事業年度目標値	当事業年度実績	達成率
全体評価	①連結業績の達成度評価	売上収益	20%	19,044億円	18,146億円	95.3%
		調整後EBITDA	40%	3,660億円	4,149億円	113.4%
		調整後EPS	20%	14.3円	18.93円	132.4%
	②定性評価（当年度の重要テーマの進捗度等）		20%	—	—	—
	③サステナビリティ評価（社会的貢献の達成度等）		(±5%)	—	—	—
個人評価	④個人評価（各取締役のミッション達成度等）		(±10%)	個人評価に基づく		

④ 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬としての株式報酬の概要につきましては、「①取締役の報酬決定方針の概要 報酬ポリシー」3.①に記載のとおりです。

加えて、一部の取締役に対して、経過措置として2022年3月期までの報酬決定方針に基づき、譲渡制限付株式報酬を支給しています。本譲渡制限付株式報酬は、2023年3月期をもって、譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬枠を廃止したため、2023年4月1日に開始する事業年度（2024年3月期）以降の支給は実施しません。

⑤ 報酬等の株主総会決議の内容

ア) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬および株式報酬の額

2022年6月17日開催の株主総会にて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の金員の上限および株式数の上限を、以下のとおりとすることにつき、ご承認をいただいています。なお、当該決議時点における対象となる役員の員数は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）が6名（うち社外取締役は0名）です。

【取締役（監査等委員である取締役を除く。）】

報酬等の種類		金員の上限	株式数の上限
金銭報酬	基本報酬および現金賞与	年額25億円（うち社外取締役3億円）	—
	ストック・オプション	年額24億円	年13万個（1,300万株相当）
株式報酬	RSUプラン	3事業年度を対象として、対象期間ごとに、	対象期間ごとに110万株
	（役員報酬BIP信託）	その初年度に5億円を上限とする信託金を拠出	

イ) 監査等委員である取締役の金銭報酬および株式報酬の額

2015年6月18日開催の株主総会にて、監査等委員である取締役の基本報酬額の上限、2022年6月17日開催の株主総会にて、RSUプラン（役員報酬BIP信託）における金員の上限および株式数の上限を、以下のとおりとすることにつき、ご承認をいただいています。なお、当該決議時点における対象となる役員の員数は、監査等委員である取締役は、2015年6月18日株主総会決議時点が3名、2022年6月17日株主総会決議時点が4名です。

【監査等委員である取締役】

報酬等の種類		金員の上限	株式数の上限
金銭報酬	基本報酬	年額2億円	—
株式報酬	RSUプラン （役員報酬BIP信託）	3事業年度を対象として、対象期間ごとに、その初年度に0.5億円を上限とする信託金を拠出	対象期間ごとに12万株

⑥ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬決定の方法

当社は取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)の取り扱いについては、指名報酬委員会の決議に基づき具体的に報酬等を決定するため、独立社外取締役の意見を踏まえ、取締役会がその決議に基づき取締役報酬等規程(以下「報酬等規程」という。)にてその旨を定めています。また、報酬等規程において指名報酬委員会に関する事項(権限、決議方法、運営等)を規定しており、指名報酬委員会は、報酬等規程に従い、基本報酬(固定報酬)については、取締役の役割と責任に応じて、また、賞与については、当該事業年度における連結業績目標の達成度合いを基礎とし、社会的貢献の達成度および取締役が実施した経営施策に対する評価等を加味して、構成員の審議および決議により取締役の個人別の報酬等の内容を決定するものとしています。他方、株式報酬としてのストック・オプションおよびRSUプラン（役員報酬BIP信託）の付与内容につきましては、当社の中長期的な企業価値の向上に向けたインセンティブとしての機能を基礎として、指名報酬委員会における審議に基づき取締役会の決議により決定するものとしています。

⑦ 報酬等に関する取締役会の委任事項

当事業年度（2024年3月期）においても、報酬等について独立性・客観性・透明性を高める観点から、取締役の個人別の報酬等に関して、上記報酬決定方針に基づき決定することにつき取締役会の委任を受けた指名報酬委員会において審議し、決定しています。具体的には、当事業年度においては、指名報酬委員会（指名報酬委員会は、独立社外取締役常勤監査等委員である臼見好生が委員長を務め、独立社外取締役監査等委員である鳩山玲人（2023年9月30日付で指名報酬委員を退任）、蓮見麻衣子、國廣正、代表取締役会長である川邊健太郎（2023年6月16日付で指名報酬委員を退任）、代表取締役社長CEOである出澤剛を構成員としています。）を15回開催しており、以下の主要アジェンダについて審議および決議いたしました。ただし、ストック・オプションおよびRSUプラン（役員報酬BIP信託）の付与内容につきましては、指名報酬委員会における審議に基づき取締役会の決議により決定しました。

＜指名報酬委員会の報酬関連主要アジェンダ＞

- ・役員報酬の水準・構成
- ・現金賞与および株式報酬にかかる業績評価指標ならびに算定方法
- ・2025年3月期の取締役の報酬に係る報酬決定方針ならびに個人別報酬

当社取締役会は、当事業年度の実績の取締役の個人別の報酬等について、報酬等規程に定めた報酬決定方針に従い決定すべきことを定めた上で、指名報酬委員会に対して、その決定を委任し、また、株式報酬については、指名報酬委員会が定めた額に基づき決定していることから、上記報酬決定方針に沿うものであると判断しています。

3. 社外役員に関する事項

社外役員の当事業年度における主な活動状況（期待される役割に関して行った職務の概要等を含む）は以下のとおりです。

氏 名	出席状況	主な活動状況
臼見 好生 社外取締役 常勤監査等委員	取締役会 13回／13回中 監査等委員会 13回／13回中 ガバナンス委員会 16回／16回中 指名報酬委員会 15回／15回中	同氏は、企業経営およびコーポレートガバナンスに関する豊富な知識、実績やITビジネスへの高い見識等を有しており、常勤監査等委員を務めるとともに、監査等委員会の委員長および指名報酬委員会の委員長として、当社の経営全般およびコーポレート機能への適切なアドバイスが期待されているところ、取締役会等出席時における事業内容への質問および事業の進捗に関し必要なタイミングに応じた報告を求める意見等により、社外取締役として期待される役割を適切に行っています。 また、監査等委員会委員長として、それぞれ各監査等委員に対し、監査状況の報告や意見を述べました。 また、ガバナンス委員会では、当社グループ内での組織再編や親会社等の関連当事者との取引に係る案件などの審議を実施したほか、親会社、子会社等の関連当事者の社外取締役との意見交換、NAVER Corporationとの関係性見直しについて協業関係の実態確認と契約書等の整理についてレビューを行うなどし、当社の取引および事業運営の適正性を確保するための責務を果たしました。 加えて、指名報酬委員会委員長として、指名ならびに報酬決定等にかかる適切な意見を述べるとともに、各監査等委員の意見をまとめ、委員長としての責務を果たしています。
蓮見 麻衣子 社外取締役 監査等委員	取締役会 13回／13回中 監査等委員会 12回／13回中 ガバナンス委員会 16回／16回中 指名報酬委員会 15回／15回中	同氏は、スタンフォード大学経営大学院においてMBAを取得するなど会社経営に関する豊富な知識を有しており、またファンドマネージャーとしての職務を通じて培われた金融アナリストとしての高い見識から、当社の経営に対し特に投資家の視点に基づく有益な助言や適切な監督を期待されているところ、取締役会等出席時における事業内容への質問や意見については投資家の視点に基づく形で行われており、社外取締役として期待される役割を適切に行っています。 また、監査等委員会では、主に業務監査の状況に関して意見を述べました。 また、ガバナンス委員会では、当社グループ内での組織再編や親会社等の関連当事者との取引に係る案件などの審議を実施したほか、親会社、子会社等の関連当事者の社外取締役との意見交換、NAVER Corporationとの関係性見直しについて協業関係の実態確認と契約書等の整理についてレビューを行うなどし、当社の取引および事業運営の適正性を確保するための責務を果たしました。 加えて、指名報酬委員会では、指名ならびに報酬決定等にかかる適切な意見や提言を述べました。

氏 名	出席状況	主な活動状況
國廣 正 社外取締役 監査等委員	取締役会 13回／13回中 監査等委員会 13回／13回中 ガバナンス委員会 15回／16回中 指名報酬委員会 15回／15回中	同氏は、弁護士として企業の危機管理やコンプライアンス体制に関する幅広い知見を有しており、危機管理プロセスの整備に関する適切かつ有益な助言、提言といった役割が期待されているところ、取締役会等出席時における事業内容への質問や意見および当社コンプライアンス体制に関し、随時有益な助言、提言を行うことで、社外取締役として期待される役割を適切に行っています。 また、監査等委員会では、主に業務監査の状況に関して意見を述べました。 また、ガバナンス委員会委員長として当社グループ内での組織再編や親会社等の関連当事者との取引に係る案件などの審議を実施したほか、親会社、子会社等の関連当事者の社外取締役との意見交換、NAVER Corporationとの関係性見直しについて協業関係の実態確認と契約書等の整理についてレビューを行うなどし、当社の取引および事業運営の適正性を確保するための責務を果たしました。 加えて、指名報酬委員会では、指名ならびに報酬決定等にかかる適切な意見や提言を述べました。
鳩山 玲人 社外取締役 監査等委員	取締役会 7回／7回中 監査等委員会 7回／7回中 ガバナンス委員会 10回／10回中 指名報酬委員会 9回／9回中	同氏は、ハーバード大学ビジネススクールにおいてMBAを取得し、IT、エンターテインメント産業における海外企業戦略やコーポレートガバナンス等の豊富な知識およびコンテンツビジネス、キャラクターライセンスビジネスを中心とした海外事業展開や経営管理に関する豊富な知見に基づく業務執行への助言、監督が期待されているところ、取締役会等出席時における事業内容への意見や質問は上記知見を基に適確に行われ、社外取締役として期待される役割を適切に行っています。 また、監査等委員会では、主に業務監査の状況に関して意見を述べました。 また、ガバナンス委員会では、当社グループ内での組織再編や親会社等の関連当事者との取引に係る案件などの審議を実施したほか、親会社の取締役との意見交換を行うなどし、当社の取引および事業運営の適正性を確保するための責務を果たしました。 加えて、指名報酬委員会では、指名ならびに報酬決定等にかかる適切な意見や提言を述べました。

(注) 鳩山玲人氏につきましては、2023年9月30日の辞任までの状況を記載しております。

ご参考 各委員会の役割・体制・活動状況（2024年3月31日現在）

監査等委員会

委員長 白見 好生

2023年度開催回数

13回

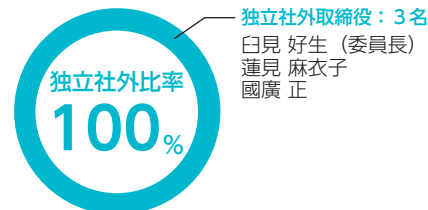
■主な役割

- ・業務活動全般にわたる、方針・計画・手続きの妥当性や業務実施の有効性、法律・法令順守状況等の監査、監督
- ・監査、監督結果等に基づく、監査等委員でない取締役に対する定期的な意見表明

■2023年度の主な審議事項

- ・事業推進における効率化と競争力強化の進捗状況
- ・不正アクセスによる個人情報漏えい事案への対処状況について確認
- ・経営管理および内部統制体制の適正性・実効性 等

■構成



指名報酬委員会（任意設置）

委員長 白見 好生

2023年度開催回数

15回

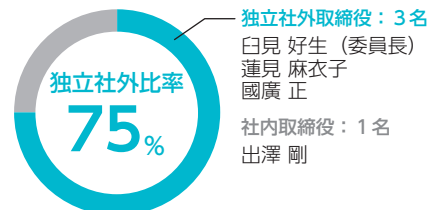
■主な役割

- ・代表取締役および取締役等の指名等に関して、取締役会への提案
- ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の決定や取締役会への提案

■2023年度の主な審議事項

- ・役員報酬の水準・構成
- ・現金賞与および株式報酬にかかる業績評価指標ならびに算定方法
- ・次年度以降の代表取締役体制および取締役の選任 等

■構成



ガバナンス委員会（任意設置）

委員長 國廣 正

2023年度開催回数

16回

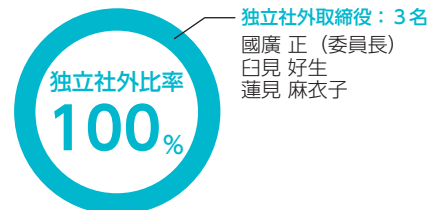
■主な役割

- ・親会社等の関連当事者との取引について、取締役会の付議前に公正性、経済合理性、適法性の観点で審議
- ・その他コーポレート・ガバナンスに関する重要な事項について討議

■2023年度の主な審議事項

- ・親会社等の関連当事者との取引
- ・当社グループ内での組織再編
- ・親会社との関係性見直しに伴う実態確認と契約書等の整理に関するレビュー
- ・親会社および子会社等の関連当事者の社外取締役との意見交換 等
- ・取締役会の実効性評価インタビュー

■構成



4 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は中長期的かつ持続的な企業価値の向上を目指しており、そのためには、将来の成長を見据えたサービスへの先行投資や設備投資、資本業務提携を積極的に行うことが重要だと認識しています。同時に、利益還元を通じて株主の皆様に報いることが上場会社としての責務と捉えています。

上記方針のもと、当期の期末配当金については、1株当たり5.56円（配当金総額418億円）といたしました。

5 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末に当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

	保有者数	1株当たり 発行価額	1株当たり 行使価額	新株予約権 の数	新株予約権の目的 となる株式の数	権利行使期間
LINE 第22回 新株予約権	2名	296円	298円	25,575個	30,050,625株	2022年7月29日から 2029年7月8日まで
LINE 第26回 新株予約権	2名	223円	481円	14,775個	17,360,625株	2023年11月5日から 2030年11月5日まで
LINE 第29回 新株予約権	1名	304円	783円	3,975個	4,670,625株	2024年11月11日から 2031年10月24日まで
Zホールディングス株式会社 2022年度第1 回新株予約権	3名	158円	454円	52,583個	5,258,300株	2025年8月19日から 2032年8月3日まで

- (注) 1. 保有者は、いずれも当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）であり、社外取締役は含まれていません。
2. LINE第22回新株予約権およびLINE第26回新株予約権については、当社子会社の取締役としての地位に基づき付与されたものです。
3. LINE第29回新株予約権については、当社子会社の取締役としての地位に基づき付与されたものです。
4. Zホールディングス株式会社2022年度第1回新株予約権については、当社の取締役としての地位に基づき付与されたものです。
5. 新株予約権の行使の条件（概要）
- (1) LINE第22回新株予約権について
- ① 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。但し、当社が認めた場合はこの限りではない。
 - ② 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社の関係会社（財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役の地位にあることを要する。但し、当社又は当社の関係会社における取締役の地位を任期満了により退任した場合又は当社が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
 - ③ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
 - ④ 当社普通株式の株価が以下の（イ）から（ハ）に定める条件を満たす場合に限り、当該（イ）から（ハ）に掲げる個数の新株予約権を行使することができる。この場合において、当該（イ）から（ハ）に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、当社が、合併、募集株式の発行、株式分割又は株式併合等を行うことにより、基準株価（（イ）に定義する。）の調整をすることが適切な場合は、当社は基準株価につき合理的な範囲で必要と認める調整を行うものとする。なお、当社普通株式の株価が以下の（イ）から（ハ）に定める条件を満たした場合には、別で定める期間および行使可能個数の上限に従い、新株予約権を行使することができる。
- （イ）2022年7月29日から2025年7月29日までの間のいずれの日においても、当該日を含む直前営業日10日間（当社普通株式の普通取引が成立しない日を除く。以下本④（イ）から（ハ）において同じ。）の㈱東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値が、640円（以下「基準株価」という。）を超える場合
割当てを受けた新株予約権の総数の20%
- （ロ）2023年7月29日から2026年7月29日までの間のいずれの日においても、当該日を含む直前営業日10日間の㈱東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値が、基準株価を超える場合
割当てを受けた新株予約権の総数の30%
- （ハ）2024年7月29日から2027年7月29日までの間のいずれの日においても、当該日を含む直前営業日10日間の㈱東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値が、基準株価を超える場合
割当てを受けた新株予約権の総数の50%

(2) LINE第26回新株予約権について

- ① 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。但し、当社が認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社の関係会社の取締役の地位にあることを要する。但し、当社又は当社の関係会社における取締役の地位を任期満了により退任した場合又は当社が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
- ③ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ④ 当社普通株式の株価が以下の(イ)から(ハ)に定める条件を満たす場合に限り、当該(イ)から(ハ)に掲げる個数の新株予約権を行使することができる。この場合において、当該(イ)から(ハ)に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、当社が、合併、募集株式の発行、株式分割又は株式併合等を行うことにより、基準株価((イ)に定義する。)の調整をすることが適切な場合は、当社は基準株価につき合理的な範囲で必要と認める調整を行うものとする。なお、当社普通株式の株価が以下の(イ)から(ハ)に定める条件を満たした場合には、別で定める期間および行使可能個数の上限に従い、新株予約権を行使することができる。
 - (イ) 2023年11月5日から2026年11月5日までの間のいずれの日においても、当該日を含む直前営業日10日間(当社普通株式の普通取引が成立しない日を除く。以下本④(イ)から(ハ)において同じ。)の(株)東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値が、640円(以下「基準株価」という。)を超える場合
割当てを受けた新株予約権の総数の20%
 - (ロ) 2024年11月5日から2027年11月5日までの間のいずれの日においても、当該日を含む直前営業日10日間の(株)東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値が、基準株価を超える場合
割当てを受けた新株予約権の総数の30%
 - (ハ) 2025年11月5日から2028年11月5日までの間のいずれの日においても、当該日を含む直前営業日10日間の(株)東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値が、基準株価を超える場合
割当てを受けた新株予約権の総数の50%

(3) LINE第29回新株予約権について

- ① 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができないものとする。但し、当社が認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、執行役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社又は当社の関係会社における取締役、監査役、執行役の地位を任期満了により退任した場合又は当社が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
- ③ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ④ 新株予約権者は、当社普通株式の株価が以下の(イ)から(ハ)に定める条件を満たす場合に限り、当該(イ)から(ハ)に掲げる個数の新株予約権を行使することができる。この場合において、当該(イ)から(ハ)に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、当社が、合併、募集株式の発行、株式分割又は株式併合等を行うことにより、基準株価((イ)に定義する。)の調整をすることが適切な場合は、当社は基準株価につき合理的な範囲で必要と認める調整を行うものとする。なお、当社普通株式の株価が以下の(イ)から(ハ)に定める条件を満たした場合には、別で定める期間および行使可能個数の上限に従い、新株予約権を行使することができる。
 - (イ) 2024年11月11日から2027年11月11日までの間のいずれの日においても、当該日を含む直前営業日10日間(当社普通株式の普通取引が成立しない日を除く。以下本④(イ)から(ハ)において同じ。)の(株)東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値が、640円(以下「基準株価」という。)を超える場合
割当てを受けた新株予約権の総数の20%
 - (ロ) 2025年11月11日から2028年11月11日までの間のいずれの日においても、当該日を含む直前営業日10日間の(株)東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値が、基準株価を超える場合
割当てを受けた新株予約権の総数の30%
 - (ハ) 2026年11月11日から2029年11月11日までの間のいずれの日においても、当該日を含む直前営業日10日間の(株)東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値が、基準株価を超える場合
割当てを受けた新株予約権の総数の50%

(4) Zホールディングス株式会社2022年度第1回新株予約権について

- ① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、執行役、執行役員又は使用人の地位にあることを要する。但し、任期満了による退任など当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ② その他新株予約権の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 当事業年度中に職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

6 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2. 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額	685百万円
② 当社および当社の子会社が支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	3,070百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しています。

2. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

3. 監査等委員会が会計監査人の報酬等について同意をした理由

当社監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の従前の活動実績および報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の活動計画および報酬見積りの算出根拠の適正性等について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて妥当であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っています。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には、会計監査人を解任します。

また、当社監査等委員会は、当社監査等委員会において予め定めた指針に該当する場合には株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定します。

7 業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議し、その適切な運用に努めています。なお、2023年9月29日開催の取締役会において、2023年10月1日を効力発生日として、2023年10月1日のグループ内再編や社内規程の改定を踏まえ、本体制の一部を改定しております。

内部統制基本方針	運用状況の概要
1. 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制	
①法令遵守を企業活動の前提とすることを徹底するため、当社グループ（当社、当社の子会社および関連会社を総称したものをいう。）の行動規範を定め当社の取締役および使用人に周知する。 ②コンプライアンス上の問題を発見した場合には速やかな是正措置を講ずることができるよう、法務およびガバナンスを所管する執行役員にコンプライアンス部門を所管させる。コンプライアンス部門は、全社的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努め、コンプライアンス体制の状況について、当社グループのコンプライアンス体制を統括する会議体および取締役会に定期的に報告する。	①2023年10月1日付で新たに制定した「LINEヤフーグループ行動規範」（以下、「行動規範」という。）を全社員が閲覧可能なイントラネットを利用して全社員に周知するとともに、常時掲載し閲覧可能な状態にしています。また、当社が直接出資している子会社のコンプライアンス責任者および担当者に対しても、教育資料を提供し、行動規範の改定および内容の周知を実施しました。 ②法務およびガバナンスを所管する執行役員が管掌するコンプライアンス部門において、全社的なコンプライアンス体制の整備を行うとともに、当社および当社グループにおけるコンプライアンス上の問題点を把握し、問題点が発見された場合には速やかな是正措置を講じることができるよう努めています。また、当社および当社グループのコンプライアンス体制の状況については、コンプライアンス委員会および取締役会に半期に一度報告しております。

内部統制基本方針	運用状況の概要
③コンプライアンス部門は、内部通報に関する社内規程を定め、匿名で通報を受けることができる仕組みを用意して通報環境の整備に努める。通報を受けた場合、コンプライアンス部門がその内容を調査し、コンプライアンス違反が認められる場合にはその改善を指導するとともに、再発防止策を担当部門と協議のうえ決定し、全社的に再発防止策を実施する。加えて、コンプライアンス部門は、取締役の法令・定款違反等の重要な問題について常勤の監査等委員および取締役（内部通報の内容に関係する取締役を除く。）に報告する。内部通報制度の運用状況は、当社グループのコンプライアンス体制を統括する会議体および取締役会に定期的に報告する。 ④コンプライアンス部門は、取締役および全使用人に対する教育や研修を実施し、コンプライアンス体制の推進に努めることとする。	③当社内部通報制度においては、社内規程に基づき社員および取引先による匿名通報が可能な複数の通報窓口を設けることで、通報しやすい環境を整備しています。内部通報があった事項に関しては、コンプライアンス部門が調査を行い、コンプライアンス違反が認められた場合には、必要に応じ、改善の指導や賞罰委員会の決定に基づく処分を行うとともに、全社的な再発防止策の実施に努めています。また、取締役による法令違反行為等の重大な問題が発生した場合を想定して、常勤の監査等委員および取締役（内部通報の内容に関係する取締役を除きます。）に報告する体制を整備しています。内部通報制度の運用状況については、代表取締役社長および常勤監査等委員に月次で報告するとともに、コンプライアンス委員会および取締役会に半期に一度報告しております。 ④2024年3月に役員および全社員に対するコンプライアンス研修を実施したほか、新入社員に対してコンプライアンス研修を随時実施しました。また、コンプライアンス体制の推進のための教育啓発活動として、内部通報制度や贈収賄防止、反社会的勢力の排除に関する社内ルール等について、全社員が閲覧可能なイントラネットに常時掲載しています。

内部統制基本方針	運用状況の概要
⑤ 使用人のコンプライアンス違反については人事統括部門の長またはコンプライアンス部門の長から賞罰委員会に報告し、賞罰委員会が懲戒に関して審議を実施する。取締役の法令・定款違反についてはコンプライアンス部門の長から監査等委員会および取締役会に報告する。 ⑥ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度を貫き、組織全体として対応し、取引の防止に努める。	⑤ 社員のコンプライアンス違反については、人事部門およびコンプライアンス部門により構成される賞罰委員会事務局から賞罰委員会に報告され、賞罰委員会にて懲戒に関する審議がなされる体制がとられています。また、取締役の法令・定款違反に関し内部通報がされた場合は、コンプライアンス部門の長から常勤の監査等委員および取締役（内部通報の内容に係る取締役を除きます。）に報告される体制がとられています。 ⑥ 反社会的勢力排除規程を定め、当該規程に基づく体制を整備・運用し、反社会的勢力との取引の防止に努めています。また、反社会的勢力との取引の防止に関する教育資料を社内イントラネットにて掲載し、全社員が常時閲覧できる環境を整備しています。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

① 法令または社内規程等に従い、株主総会議事録、取締役会議事録および稟議書等の会社の重要な意思決定に係る電磁的記録または文書、会計帳簿、計算書類および伝票等の業務執行に係る電磁的記録または文書の保存期間、保存場所を定める。当該電磁的記録または文書は、法令または社内規程等に基づき保管し、随時取締役が閲覧できるような体制を採る。	① 重要な意思決定に係る文書および業務執行に係る記録文書の保存期間を社内規程等において定め、うえて保管し、取締役が随時閲覧可能な状態としています。
--	--

内部統制基本方針	運用状況の概要
3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制	
①事業を取り巻く潜在リスクを予測・予防し、万一リスクが顕在化した場合でも損失の回避・低減を図るため、社内規程においてリスク管理に係る事項を体系的に定める。また、これらリスク管理に係る事項を総合的・専門的に検討・審議・決定する機構を設置し、本機構での重要な決定事項については、取締役等が参加する会議体に必要に応じて報告を行う。 ②危機事態が発生した際に、迅速に対応し、その影響の最小化を図るための危機管理および事業継続管理体制を整備するとともに、その体制・対応プロセスを定めた規程を策定する。 ③インシデントが発生した際に、迅速かつ適切な対応を確実に実施するための事前対策、発生時の対応、収束後の対応までの一連の対応プロセスを整備するとともに、規程を策定する。	①リスクマネジメントに関する規程において、当社の事業に係るリスクの把握、管理および対応に関する必要事項を体系的に定めています。リスクカテゴリー毎にリスク主管部門を決定し、各部門において専門的な視点で全社リスクを把握できる体制を構築しています。通常年2回開催のリスクマネジメント委員会にて、グループ・トップリスクを決定し、グループ・トップリスクへの対応をモニタリングしています。 ②危機事態発生に備え、以下の内容を含むBCP（事業継続計画）規則を策定しています。 ・有事の組織体制および役割の定義 ・危機事態発生時において、重要業務を復旧させるための手順（コンティンジェンシープラン）の策定および整備 ・コンティンジェンシープランの教育および訓練の実施 ③インシデントの再発を抑え会社の損失および信頼低下を防ぐため、発生したインシデントに対する報告、応急処置、再発防止の確実な実施を目的としたインシデント管理規則を定めているほか、運用のプロセスとしてインシデント対応フローを整備しています。

内部統制基本方針	運用状況の概要
④ 情報セキュリティリスクマネジメントを実効性あるものとするため、最高情報セキュリティ責任者を任命し、情報セキュリティ統括組織を設置する。 ⑤ 情報資産の取扱基準について社内規程において定めるとともに、その周知、教育を行う。 ⑥ 情報セキュリティインシデントに総合的に対応する組織を設置し、情報セキュリティインシデント情報を一元的に管理・運用する。	④ Chief Information Security Officer (CISO) を任命し、情報セキュリティマネジメントを統括させています。また、当社および当社グループの情報セキュリティ環境の整備・運用のサポートを行う情報セキュリティ統括組織を設置するとともに、情報セキュリティインシデントに総合的に対応するための組織を設置しています。 ⑤ 情報資産の取扱基準について情報資産管理規程に定めたとえで、情報セキュリティ統括組織に、情報セキュリティマネジメントに関する教育を推進するチームを設置し、社員教育プログラムの策定やその実施の強化等を通じ、同規程の内容の周知徹底を図っています。 2023年度においては、全社セキュリティ教育を5回、セキュリティセルフチェックを4回、公開前決算情報取り扱い者向け教育を4回、入社時セキュリティ教育を随時実施しています。 ⑥ 情報セキュリティ統括組織に、CSIRT機能を推進する組織を設置し、情報セキュリティインシデント情報を一元管理し、運用しています。

内部統制基本方針	運用状況の概要
4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制	
① 執行役員制度を採用し、柔軟かつ効率的な業務執行を図る。 ② 業務遂行に必要な職務の範囲および権限と責任を明確にする社内規程を整備する。 ③ 経営に係る重要事項につき討議・検討を行う会議体を組成するなどの方法で、取締役の効率的な職務執行を支援する。 ④ 取締役、使用人が共有する全社的な目標を定め浸透を図る。 ⑤ 職務の執行の効率性、有効性に関する内部監査を行い、改善活動を継続的に実施する。	① 執行役員制度を採用するとともに、業務遂行に必要な職務の範囲および権限と責任を明確にする社内規程を整備し、積極的に権限の委譲を行っています。 ② 基本方針に基づき業務遂行に必要な職務の範囲および権限と責任を明確にする社内規程を整備しています。 ③ 経営に係る重要事項に関し適切かつ迅速な意思決定ができるよう、定例で執行を掌る取締役、執行役員等を構成員とする経営会議を組成しています。 2023年度は、グループ内再編、主要事業セグメントにおける戦略・事業上の方針、重大インシデント対応等、経営上重要な討議等を行いました。 ④ 取締役については、年度の全社目標を明確化するとともに、その達成度と報酬を連動させることで、取締役のリスクテイクとリーダーシップの発揮を促すインセンティブとしています。また、執行役員その他社員についても、全社の目標を踏まえた各組織・個人としての目標を設定し、評価する制度を導入しています。 ⑤ 内部監査部門において、データガバナンス、子会社管理体制をはじめとした多様な観点で実施対象を定めて内部監査を行い、関係各部門において改善に取り組んでいます。

内部統制基本方針	運用状況の概要
5. 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制	
①親会社等からの独立性を確保するための体制 (a) 当社の親会社等との取引は、当該取引の必要性および取引条件の公正性を確認した上でその実施を判断する。実施の判断に際しては、当社への影響が軽微なものを除き、事前に独立社外取締役による確認を受けることとする。	①親会社等との取引における、第三者との取引または類似取引に比べて不当に有利または不利であることが明らかな取引の禁止や、利益または損失・リスクの移転を目的とする取引の禁止などを社内規程において明確に定めています。 ソフトバンクグループ(株)、ソフトバンク(株)、Aホールディングス(株)、NAVER Corporation等の関連当事者との取引（以下、「関連当事者取引」という。）のうち、取引金額が一定以上の金額の案件については、事前に、独立社外取締役から構成されるガバナンス委員会で、公正性、経済合理性、適法性といった観点での審議を実施しています。 2023年度は、同委員会を16回開催し、当社グループ内での組織再編等について審議したほか、関連当事者の社外取締役との意見交換を行うなど、当社の取引および事業運営の適正性を確保しています。 また、ガバナンス委員会付議対象外の関連当事者取引についても、ガバナンスの担当部門が確認するとともに、一定の条件に当てはまる取引は、ガバナンス委員会より授権された常勤の監査等委員により同様の視点に基づく事前確認を実施しています。

内部統制基本方針	運用状況の概要
②子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制 (a) 子会社の機能や重要性等に応じた適切な報告制度を整備することとし、上場会社などの一部の子会社を除いては、子会社における重要な事項について、当社の事前の承認または当社への報告を求めることとする。 (b) 関係会社管理に関する社内規程において、これらの対応を求める子会社とその対応の具体的な内容を明確化するとともに、その実効性を高めるため、対象となる子会社との間で「会社運営に関する協定書」を締結し（または当該子会社に出資する子会社をして当該協定書を締結させ）、子会社に対応を義務付けることとする。 ③子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制 (a) 内部監査に関する社内規程を定め、内部監査部門は、当社のほか、子会社の業務全般にわたっても監査を行うこととする。また、前号に定める会社運営に関する協定書の中で、原則として子会社は当社の監査を受け入れ、監査の実施に必要な協力をすることを定めることで、監査の実効性を確保する。 (b) 関係会社管理に関する社内規程等において、当社における各子会社の所管部門を明確にし、当該部門が子会社のリスクの認識、評価、分析および対応について、指導、支援または助言を行うこと、ならびに当社のグループ管理の担当部門がこれらの取組みを横断的に支援することを定める。	②2023年10月1日付のグループ内再編に伴い、上場会社などの一部を除き、当社が直接出資している子会社との間で、新たな「会社運営に関する協定書」の締結を推進し、当該子会社における重要な事項について、子会社の機能や重要性等に応じ、当社の事前承認または当社への報告を求めることとしています。 ③(a) 内部監査部門では、全連結子会社等に対し、直接または間接的に、親会社監査・基本的内部統制確認、各社内部監査機能のモニタリングなどを実施し、「子会社の損失の危険の管理」に対応しています。 (b) 関係会社管理規程等において、当社における各子会社の所管部門を明確にするとともに、当該部門が子会社のリスクの認識、評価、分析および対応に関する支援等を行うこと、ならびに当社のグループ管理の担当部門である投資管理担当部門およびコーポレート・ガバナンス担当部門が、必要に応じてこれらの取組みを支援することを定めています。

内部統制基本方針	運用状況の概要
(c) 子会社に事故その他のグループ経営に影響を与えるような事象が発生した場合、子会社から当社のリスクマネジメント担当部門に当該事故等について報告をさせることを、会社運営に関する協定書の中で定める。また、リスクが顕在化し事故等が発生した場合、当該子会社または当該子会社から報告を受けた当社のリスクマネジメント担当部門は、速やかに当該情報を当社の関係部門に共有することとする。 ④ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 (a) 子会社との間で相互に緊密な連携を取りつつ、各子会社が自律的に業務の適正を確保する体制を整備する。 (b) 子会社の経営方針、中長期経営計画の策定について、当社における当該子会社の所管部門が指導、支援または助言を行う。 (c) 子会社の規模や業態等に応じて当社グループ共通で使用できる各種システム等を導入する。 (d) 子会社の資金の調達および運用について、当社の財務の統括部門が指導、支援または助言を行う。	(c) 「会社運営に関する協定書」において、グループ経営に影響を与える重大インシデントが発生した場合のリスクマネジメント部門への報告を定めています。また、リスクマネジメント部門において、インシデント報告運用の実現のため、LINEやファグループ重大インシデント報告ガイドラインを作成し、子会社で発生した重大インシデントが速やかに当社に報告される体制を整備するとともに、当該情報を当社の関係部門に共有することとしています。 ④ 当社における子会社の所管部門と子会社との間で定期的に情報の連携を図りながら、子会社の経営方針、中長期経営計画の策定等について、所管部門を通じて、必要な指導、支援または助言を行っています。また、会計管理システム等、当社グループ共通で使用できる各種システムを導入しています。さらに、期中および期末において、当社財務部門から子会社に対し金融機関との取引を含めた資金の調達および運用状況を確認するとともに、必要に応じて融資を含めた支援等も行っています。

内部統制基本方針	運用状況の概要
⑤ 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 (a) 当社グループの行動規範を提示し、取締役・使用人一体となった法令遵守意識の醸成を図る。 (b) 各関係会社間において行われる取引および各関係会社における業務に係る法令遵守および業務の適正性・効率性の確保のため当社と親会社・子会社・関連会社間における取引および業務の適正に関する規程を定める。 (c) コンプライアンス部門は、当社グループにおけるコンプライアンス体制を推進するため、子会社のコンプライアンス責任者が参加する会議を設置し、コンプライアンス担当者間において情報交換および意見交換等を行える場を確保する。 (d) 当社グループごとに当社の採用する内部統制システムに整合する形で内部統制環境を整備するよう当社の各所管部門が指導する。 (e) 子会社の取締役等および使用人も、コンプライアンス違反またはその恐れが発生時には、当社の内部通報制度を利用して直接通報できる体制を採る。	⑤ 毎年1回、子会社のコンプライアンス責任者および担当者が集まり情報交換するグループコンプライアンス年次会議を実施しています。2023年11月に実施した同会議には38社94名が集まり当社グループのコンプライアンス体制に関する方針、行動規範、LINEやグループ通報窓口について共有したほか、子会社におけるコンプライアンス領域の取組の紹介や意見交換を行いました。 また、随時、当社グループコンプライアンス担当者が子会社のコンプライアンス責任者および担当者とは個別面談を実施し、各社における状況を把握した上で、当社グループ全体のコンプライアンス体制の強化のための連携を図っています。 さらに、会社においてコンプライアンス違反が発生した場合に直接当社の通報窓口に通報できる体制を整備しています。
6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項	
① 監査等委員会の職務を補助するため、当社および当社のグループ会社の業務の執行に関わる職務を兼務しない者を使用人として置く。	①② 監査職務を支援する監査等委員室を設置し、当社およびグループ会社の業務の執行に関わる職務を兼務しない者を4名配属しているほか、グループ会社の業務を兼務する者を1名配属しています。

内部統制基本方針	運用状況の概要
②監査等委員会が希望する場合には、監査等委員自らまたは監査等委員会が直接、監査等委員の職務を補助する者を雇用等することができることとする。	

7. 前項の使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

①前項の使用人への指揮・命令・人事評価は監査等委員が行うものとし、当該使用人の人事異動・懲戒処分は監査等委員会の同意を得ることとする。	①監査等委員会の補助使用人に対する指揮・命令・人事評価は、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）からの独立性に留意し監査等委員の同意のうえ行うものとし、また当該使用人の人事異動・懲戒処分は監査等委員会の同意を得ることとしています。
---	--

8. 監査等委員会の第六項の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

①専従の使用人が監査等委員会の職務を補助する体制に関して社内規程を定めることで明確にし、監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性を確保する。	①監査等委員の監査体制の確保に関する規程を定め、監査等委員会による監査および監査等委員室への指示の実効性を確保しています。
--	---

9. 監査等委員会への報告に関する体制

①当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人ならびに子会社の取締役、監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、監査等委員会または監査等委員に対して、次の事項を報告する。 (a) 当社グループに関する重要事項 (b) 内部統制システムの整備・運用の状況 (c) 当社グループに著しい損害、影響を及ぼす恐れのある事項 (d) 法令・定款違反その他コンプライアンス上重要な事項 (e) 当社グループの内部監査の状況 (f) 重要案件の審議内容 (g) 投融資（解消を含む）を検討する際の審議の状況および結果	①当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）および使用人ならびに子会社の取締役、監査役等および使用人は、当社グループに関する重要事項、内部統制システムの状況、セキュリティの状況、ERM活動の状況、コンプライアンスの状況、内部監査の状況、その他監査等委員会から報告を求められた事項について、監査等委員会または監査等委員へ報告を行っています。また、監査等の観点から重要な案件について、遅滞なく（ただし、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実のほか緊急を要する事項については直ちに）報告を実施しています。
--	---

内部統制基本方針	運用状況の概要
(h) 当社グループにおけるリスク管理に係る重要な事項 (i) 当社グループにおけるコンプライアンス体制の運用および内部通報状況等 (j) 上記のほか、監査等委員会がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項 ②最高財務責任者および法務部門責任者は、定期的に監査等委員との間で情報共有のための会合を設け、業務上の重要な事項について報告を行うこととする。	②最高財務責任者および法務部門責任者は、常勤の監査等委員と情報共有のための定期的な会合を設け、業務上の重要な事項の報告を行っています。

10. 内部通報制度を利用した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

①内部通報制度を使って通報をした者に対し、当該通報をしたことを理由として不利益な取扱いを行わないことを社内規程によって定め、またその旨を周知することで内部通報制度活用の実効性を確保する。	①内部通報規程において、通報したことや通報案件の調査に協力をしたことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止するとともに、不利益な取扱いがあった場合における申告の方法や懲戒処分の実施について明記しています。また、調査終了後においても通報者および調査協力者に対する不利益な取扱いの有無を確認しています。
--	--

11. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

①監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において確認のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。	①②監査等委員会からの申請に基づき、監査活動に必要な費用等の支払いを行っています。また、監査等委員会は、当社の費用の負担のもと外部の弁護士を顧問とし、当該弁護士より、監査等委員会の職務の執行について法的な観点から助言等を受けています。
---	--

内部統制基本方針	運用状況の概要
②監査等委員会が、独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を監査等委員会のための顧問とすることを求めた場合、当社は、監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。	

12. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査等委員会または監査等委員は、必要と認めた場合、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人ならびに子会社の取締役、監査役等および使用人より報告を受けることができることとする。 ②監査等委員は、当社の重要な経営会議に出席し当社における重要な経営方針の検討に参加できるほか、当社のいかなる会議についても監査等委員が希望すれば出席できることとする。 ③常勤の監査等委員を、リスク管理に係る事項を総合的・専門的に検討・審議・決定する機構の構成員および当社グループのコンプライアンス体制を統括する会議体の参加者とする。	①②③監査等委員に対し、当社の重要な意思決定に関わる経営会議、その他監査等委員が希望するあらゆる会議への出席機会を確保しています。また、常勤の監査等委員は、リスクマネジメント委員会およびコンプライアンス委員会に出席し、担当部門から直接報告を受けています。 さらに、監査等委員会は、会計監査人から監査計画、監査実施状況の報告を受けるほか、内部監査部門から監査結果の報告を受けるなど、連携して監査を進めています。 また、監査等委員会は、重要な子会社のCEOおよび監査役との定期的な会合を設け継続的に連携を図ることで、当社グループにおける監査の実効性を確保しています。
---	--

（注）上記の内部統制基本方針は、2024年3月31日現在のものを記載しています。

第 29 期

自 2023 年 4 月 1 日
至 2024 年 3 月 31 日

附属明細書 (事業報告関係)

LINE ヤフー株式会社

1. 会社役員その他の会社の業務執行者との重要な兼職の状況

事業報告 3. 会社役員に関する事項 1. 取締役の氏名等に記載のとおりです。

第 29 期

自 2023 年 4 月 1 日
至 2024 年 3 月 31 日

計算書類

LINE ヤフー株式会社

計算書類

貸借対照表

	(ご参考)		(単位：百万円)	
	第29期	第28期	第29期	第28期
	2024年3月31日現在	2023年3月31日現在	2024年3月31日現在	2023年3月31日現在
資産の部				
流動資産	688,279	416,841	流動負債	810,592
現金及び預金	334,507	89,821	買掛金	31,396
売掛金	114,134	479	短期借入金	155,040
前払費用	14,924	1,756	1年内返済予定の長期借入金	81,437
未収入金	161,500	407	リース債務	16,871
関係会社短期貸付金	50,280	280,300	未払金	257,340
未収還付法人税等	—	8,513	未払費用	4,270
その他	17,110	35,587	未払法人税等	6,227
貸倒引当金	△4,177	△24	契約負債	41,625
固定資産	3,231,123	3,084,019	預り金	106,915
有形固定資産	164,144	45	リース引当金	3,184
建物	37,361	39	資産除去債務	2,529
機械及び装置	20,722	—	その他	103,753
工具、器具及び備品	103,281	2	固定負債	761,374
車両運搬具	—	2	社債	395,000
土地	1,068	—	長期借入金	305,800
その他	1,711	—	リース債務	35,369
無形固定資産	1,376,102	204	繰延税金負債	3,567
のれん	854,714	—	リース引当金	8,621
商標権	236,517	—	資産除去債務	6,939
ソフトウェア	79,273	58	その他	6,076
ソフトウェア仮勘定	14,422	146	負債合計	1,571,966
顧客基盤	190,767	—	純資産の部	1,155,118
その他	407	—	株主資本	2,295,724
投資その他の資産	1,690,875	3,083,769	資本金	248,144
投資有価証券	14,009	4,173	資本剰余金	2,023,544
関係会社株式	1,546,268	2,900,129	資本準備金	243,225
その他の関係会社有価証券	55,683	—	その他資本剰余金	1,780,319
関係会社長期貸付金	66,900	182,540	利益剰余金	94,072
長期前払費用	3,909	—	利益準備金	27
その他	6,586	547	その他利益剰余金	94,045
貸倒引当金	△2,480	△3,620	繰越利益剰余金	94,045
資産合計	3,919,402	3,500,861	自己株式	△70,037
			評価・換算差額等	14,116
			その他有価証券評価差額金	14,116
			新株予約権	37,593
			純資産合計	2,347,435
			負債純資産合計	3,919,402

(注) 第28期はご参考(監査対象外)です。

損益計算書

(単位：百万円)

〈ご参考〉

	第29期 自 2023年4月 1 日 至 2024年3月 31 日	第28期 自 2022年4月 1 日 至 2023年3月 31 日
売上高	376,684	—
営業収益	1,485	53,272
関係会社受取配当金	788	51,563
その他の営業収益	696	1,708
売上原価	77,921	—
売上総利益	300,248	—
販売費及び一般管理費	292,762	—
営業費用	13,118	30,781
営業利益又は営業損失(△)	△5,633	22,491
営業外収益	97,304	8,564
受取配当金	91,394	45
受取利息	3,011	7,088
その他	2,898	1,430
営業外費用	13,403	10,731
支払利息	5,415	4,234
社債利息	2,310	2,487
支払手数料	2,168	3,620
貸倒引当金繰入額	2,008	—
その他	1,501	388
経常利益	78,268	20,323
特別利益	985	2,143
投資有価証券売却益	985	1,474
関係会社清算益	—	669
特別損失	123,429	423
投資有価証券評価損	192	292
関係会社株式評価損	30,644	131
抱合せ株式消滅差損	72,368	—
リース引当金繰入額	11,805	—
その他	8,418	—
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△44,176	22,043
法人税、住民税及び事業税	4,428	2,632
法人税等調整額	△59,916	—
法人税等合計	△55,488	2,632
当期純利益	11,311	19,411

(注) 第28期はご参考(監査対象外)です。

株主資本等変動計算書(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
2023年4月1日	247,094	242,175	1,804,500	2,046,675
当期変動額				
新株の発行	1,050	1,050		1,050
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			0	0
企業結合による変動			△24,181	△24,181
子会社からの配当				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	1,050	1,050	△24,181	△23,131
2024年3月31日	248,144	243,225	1,780,319	2,023,544

	株主資本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
2023年4月1日	27	75,128	75,156	△55,292	2,313,634
当期変動額					
新株の発行					2,100
剰余金の配当		△41,869	△41,869		△41,869
当期純利益		11,311	11,311		11,311
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				358	358
企業結合による変動				△15,102	△39,284
子会社からの配当		49,473	49,473		49,473
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	18,916	18,916	△14,744	△17,909
2024年3月31日	27	94,045	94,072	△70,037	2,295,724

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計		
2023年4月1日	1,410	1,410	30,698	2,345,743
当期変動額				
新株の発行				2,100
剰余金の配当				△41,869
当期純利益				11,311
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				358
企業結合による変動				△39,284
子会社からの配当				49,473
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	12,706	12,706	6,895	19,601
当期変動額合計	12,706	12,706	6,895	1,692
2024年3月31日	14,116	14,116	37,593	2,347,435

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券
……………償却原価法
- ② 子会社株式及び関連会社株式
……………移動平均法による原価法
- ③ その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
……………時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
市場価格のない株式等
……………移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法で計上しています。投資事業組合出資金のうち、関係会社に該当するものについては、「その他の関係会社有価証券」に計上しています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

- ……………定額法
なお、主な耐用年数は次のとおりです。
建物…10～50年
機械及び装置…9～15年
工具、器具及び備品…6～7年

(2) 無形固定資産

- ……………定額法
なお、主な耐用年数は次のとおりです。
のれん…20年
商標権…10年
自社利用のソフトウェア…5～10年(社内における利用可能期間)
顧客基盤…12～18年

個別注記表

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

…… 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

…… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。
- (2) リース引当金 … オペレーティング・リースとして会計処理している賃借物件に係る将来支払リース料のうち、使用方法の変更により将来の損失となることが見込まれる金額を引当金として計上しています。

4. 外貨換算

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

5. 収益の計上基準

以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で(又は充足するに応じて)収益を認識する。

当社における主要な収益の計上基準は、以下のとおりです。

(1) 検索広告

検索広告は、広告主や広告代理店向けに販売している広告商品です。「Yahoo! JAPAN」等で検索をした際、その検索キーワードに応じて検索結果ページに表示され、掲載された広告がクリックされた場合に課金されます。広告主および広告代理店に広告運用ツールを提供し、その設定依頼に従い掲載を行うことが履行義務になります。検索広告は、ウェブサイト閲覧者が検索広告をクリックした時点で、顧客が設定したクリック料金に基づき収益を認識しています。

(2) アカウント広告

アカウント広告は、主にLINE公式アカウント、LINEスポンサードスタンプから構成されます。LINE公式アカウントは、企業等の広告主が、当該広告主を「友だち」として追加したLINEユーザーに直接メッセージを送信することができるサービスです。LINE公式アカウントを契約期間にわたり維持するとともに、広告主がいつでもLINEユーザーにメッセージを送信できるようにすることが履行義務となります。そのため、契約期間にわたりLINE公式アカウント登録利用の収益を認識しています。LINEスポンサードスタンプは、LINE公式アカウントの広告主が、無料でダウンロードすることができるLINEスポンサードスタンプをLINEユーザーに提供することができるサービスです。契約期間にわたりユーザーが望むときにいつでもスポンサードスタンプを利用できるようにすることが広告主に対する履行義務となります。そのため、契約期間にわたり収益を認識しています。

(3) ディスプレイ広告

ディスプレイ広告は、ディスプレイ広告(予約型)およびディスプレイ広告(運用型)からなります。ディスプレイ広告(予約型)は、「ブランドパネル」や「プライムディスプレイ」等、「Yahoo! JAPAN」の各種プロパティ内に表示され、画像や映像等を用いた多彩な広告表現が可能な広告商品です。主な顧客は広告代理店です。ビューアブルインプレッション購入型、枠購入型、時間帯ジャック購入型の期間販売で、契約に則して掲載することが履行義務になります。ディスプレイ広告(予約型)は、ウェブサイト上に広告が掲載される期間にわたって収益を認識しています。

ディスプレイ広告(運用型)は、主にYahoo!広告およびLINE VOOM、LINE NEWSから構成されます。Yahoo! 広告は、広告主や広告代理店向けに販売している広告商品であり、ターゲット条件を設定し、条件に一致するユーザーが閲覧している「Yahoo! JAPAN」や提携サイトに広告配信を行います。広告主および広告代理店に広告運用ツールを提供し、その設定依頼に従い掲載を行うことが履行義務になります。Yahoo!広告は、ウェブサイト閲覧者がコンテンツページ上の広告をクリックした時点で、顧客が設定したクリック料金に基づき収益を認識しています。LINE VOOM、LINE NEWSに掲載される広告は、インプレッション、ビュー、クリック等の特定のアクションを基に対価を受領します。随時ユーザーに対して広告を表示することが履行義務となり、契約条件で規定された特定のアクションを充足した時点で、収益を認識しています。

(4) Yahoo!オークション

個人ユーザーや法人向けにネットオークションサービスを提供しており、オークション取引が成立した時点で、落札金額に応じた出品者に対する落札システム利用料を収益として認識しています。

(5) LYPプレミアム

個人ユーザー向けに様々な会員特典を受けられる「LYPプレミアム」を販売しており、会員資格が有効な期間にわたって収益を認識しています。

Ⅱ 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表関係)

前事業年度において無形固定資産の「ソフトウェア」に含めていたソフトウェア仮勘定は、重要性が増したため、当事業年度より無形固定資産の「ソフトウェア仮勘定」として掲記しています。

なお、前事業年度における無形固定資産の「ソフトウェア」に含まれるソフトウェア仮勘定の金額は146百万円です。

Ⅲ 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る貸借対照表に計上した項目であって、翌事業年度に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、以下のとおりです。

1. 関係会社株式の減損に係る見積り

(1) 当事業年度に計上した金額

関係会社株式	1,546,268百万円
その他の関係会社有価証券	55,683百万円
関係会社株式評価損	30,644百万円

(2) 当事業年度に計上した金額の算出方法

関係会社株式およびその他の関係会社有価証券(以下、「関係会社株式等」)は、取得原価をもって貸借対照表に計上しています。ただし、関係会社株式等の時価が著しく下落したときには、回復する見込があると認められる場合を除き時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当事業年度の損失として処理しています。また市場価格のない株式等である関係会社株式等については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、相当の減額を行い、評価差額は当事業年度の損失として処理しています。

2. 企業結合により取得した無形固定資産の測定及び減損に係る見積り

「XII 企業結合等関係注記」に記載のとおり、当社は、2023年10月1日を効力発生日として、当社の100%子会社であるLINE(株)(現・Z中間グローバル(株)、以下「LINE」)の資産、債務その他の権利義務について、吸収分割契約に定めるものを除く全て(以下、「承継資産」)を当社が承継しました。

本吸収分割により、2021年3月1日を効力発生日として実施した、当社を株式交換完全親会社、当社の親会社であるAホールディングス(株)の完全子会社であるLINE(旧社名：LINE分割準備(株))を株式交換完全子会社とする株式交換により連結財政状態計算書において認識されたのれんの一部、商標権、ソフトウェアおよび顧客基盤を、当社の個別の貸借対照表においても認識しています。

(1) 当事業年度に計上した金額

のれん	854,714百万円
商標権	110,746百万円

ソフトウェア	1,400百万円
顧客基盤	190,767百万円

(2) 当事業年度に計上した金額の算出方法

のれんについては、連結財政状態計算書における取得価額を、LINEの取得時における株式価値と承継資産の時価の比率に基づき各社に按分しています。当社は、承継資産に按分されたのれんの金額を基に、2021年3月1日以降、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき減価償却を行っていたものと仮定して、のれんの貸借対照表価額を算定しています。

商標権、ソフトウェアおよび顧客基盤については、連結財政状態計算書における取得価額を基に、2021年3月1日以降、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき減価償却を行っていたものと仮定して、貸借対照表価額を算定しています。

また、各事業年度末において、これらの資産を含む資産グループの減損の兆候の有無を判断し、その結果に応じて減損損失の認識の判定および測定を行います。当事業年度において、これらの資産に関して認識された減損損失はありません。

IV 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保付債務

(1) 担保に供している資産

該当事項はありません。

(2) 担保付債務

該当事項はありません。

なお、資金決済に関する法律第14条第1項に基づく発行保証金として、現金1,442百万円を供託しています。

また、当該発行保証金については、上記供託資産以外に金融機関との間で資金決済に関する法律第15条第1項に基づく発行保証金保全契約(契約金額10,000百万円)を締結しています。

2. 資産から直接控除した減価償却累計額及び減損損失累計額

有形固定資産の減価償却累計額及び 減損損失累計額	158,368百万円
-----------------------------	------------

3. 保証債務

以下の会社の営業債務に対し、下記限度額の債務保証を行っています。

LINE Pay(株)	22,000百万円
LINE FRIENDS INC.	4,418百万円
LINE証券(株)	2,499百万円

LINE WORKS(株)

116百万円

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

短期金銭債権	160,739百万円
短期金銭債務	110,407百万円

5. 貸出コミットメント

関係会社に対して貸出コミットメント契約を締結しています。貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は以下のとおりです。

貸出コミットメントの総額	58,930百万円
貸出実行残高	13,500百万円
差引額	45,430百万円

6. 財務制限条項

当社の長期借入金(1年内返済予定を含む)の一部には、以下の財務制限条項が付されています。

- ・各決算期における決算期の各末日時点における当社の貸借対照表に表示される純資産の部の金額が、前年同期比75%を下回らないこと。
- ・各決算期における第2四半期と決算期の各末日時点における当社グループの連結財政状態計算書に表示される純資産の部の金額が、前年同期比75%を下回らないこと。
- ・各決算期における決算期の各末日時点における当社の貸借対照表において債務超過とならないこと。
- ・各決算期における第2四半期と決算期の各末日時点における当社グループの連結財政状態計算書において債務超過とならないこと。
- ・各決算期における決算期末日時点における当社の損益計算書に表示される営業損益又は当期純損益に関して2期連続して損失とならないこと。
- ・各決算期における決算期末日時点における当社グループの連結損益計算書に表示される営業損益又は当期損益に関して2期連続して損失とならないこと。
- ・各決算期における第2四半期と決算期の各末日時点におけるネットレバレッジ・レシオ(a)が一定の数値以下であること。(但し金融子会社については計算から除外)

(a) ネットレバレッジ・レシオ＝ネットデット(b)÷調整後EBITDA(c)

(b) 当社グループの連結財政状態計算書に示される有利子負債から現金及び現金同等物を控除した金額をいう。なお、ここでいう有利子負債には資産流動化(証券化)の手法による資金調達取引から生じた有利子負債を含めない、金融子会社の有利子負債および現金及び現金同等物は、有利子負債および現金及び現金同等物に含めない等の一定の調整あり。

(c) 調整後EBITDAは営業利益に減価償却費および営業費用に含まれる除却損等、金融機関との契約で定められた一定の調整を加えたもの。

V 損益計算書に関する注記

1. 持株会社体制の解消に伴う表示区分の変更

当社は以前より持株会社体制を採用していましたが、「XII 企業結合等関係注記」に記載のとおり、2023年10月1日にグループ内再編を実施し、持株会社体制を解消しました。これに伴い、解消日以降の関係会社受取配当金については「営業外収益」として、営業取引から生じた費用については「販売費及び一般管理費」として、それぞれ表示しています。

2. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益	40,581百万円
------	-----------

営業費用	51,824百万円
------	-----------

営業取引以外の取引による取引高

営業外収益	95,559百万円
-------	-----------

営業外費用	3,887百万円
-------	----------

資産の購入高	2,012百万円
--------	----------

資産の売却高	1百万円
--------	------

3. 研究開発費

一般管理費に含まれる研究開発費	11,369百万円
-----------------	-----------

VI 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	136,099,378株
------	--------------

当事業年度末の自己株式には、役員報酬BIP信託および株式付与ESOP信託が保有する当社株式32,948,954株が含まれています。

2. 子会社からの配当

当社の100%子会社であるZホールディングス中間(株)が、2024年3月28日に同社の定時株主総会決議に基づき実施した剰余金の配当の一部です。

VII 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却超過額	57,181百万円
投資有価証券評価損	34,292
株式報酬費用	12,072
前受金・前受収益	9,529
未払金および未払費用	6,969
リース引当金	3,614
貸倒引当金繰入超過額	2,089
その他	3,968
繰延税金資産合計	129,718
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△33,893
繰延税金資産合計	95,824
繰延税金負債	
無形固定資産	△92,277
その他有価証券評価差額金	△6,092
その他	△1,022
繰延税金負債合計	△99,392
繰延税金資産(△負債)の純額	△3,567

(注) 当事業年度においては、評価性引当額が5,158百万円増加しております。主な内訳は、企業結合に伴う繰延税金資産の回収可能性の見直しにより、評価性引当額を26,241百万円取り崩したものの、当該企業結合で承継した繰延税金資産に係る評価性引当額が32,936百万円増加したことによるものです。

VIII 関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ヤフー(株)	—	—	ヤフー事業	—	—	資金の預り (注 1、 2)	50,000	—	—
子会社	Z中間 グローバル(株) (旧・LINE(株))	東京都 新宿区	1	持株会社	所有 直接100%	役務の提供 資金の預け	資金の預け (注 1、 3)	56,300	—	—
子会社	PayPay(株)	東京都 港区	94,179	モバイル ペイメント等 電子決済 サービスの開発・ 提供	所有 直接5.9% 間接57.9%	役員の兼任 決済事業 の提携 役務の受入	ユーザーの PayPay利用(キャン セル、手数料相殺) (注 4) ユーザーへのPayPay 付与(ヤフ オク売上 金、キャン ペーン等)	473,633 123,604	未収入金	65,239

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	PayPay カード(株)	東京都 千代田区	100	クレジット、 カードローン	所有 間接100%	役務の受入 資金の貸付 資金の預り	資金の貸付 (注1)	—	関係会社 短期 貸付金	45,000
								—	関係会社 長期 貸付金	50,000
							カード決済 による未収 入金の回収 (注5)	447,764	未収入金	74,630
							資金の預り (注1)	600,000	—	—
子会社	Zホールディ ングス中間(株)	東京都 千代田区	1	持株会社	所有 直接100%	資金の預り	資金の預り (注1)	192,500	預り金	67,480
							現物配当の 受取 (注6)	2,123,588	—	—
							配当金の 受取 (注7)	140,019	—	—

(注1) 資金の貸付、預けおよび預りについては、市場金利を勘案して決定しています。

(注2) 当社は2023年10月1日付で、同社を吸収合併し、取引が終了しました。このため、取引金額は関連当事者であった期間の取引金額を記載しています。

(注3) 同社は2023年10月1日付で、当社を吸収分割承継会社とする吸収分割を行い、本取引に関して同社が認識していた預り金を当社が承継し、取引が終了しました。このため、取引金額は吸収分割実施前の期間に係る取引金額を記載しています。

(注4) ユーザーのPayPay利用に係る手数料は、市場価格および委託内容等を勘案し、交渉の上決定しています。

(注5) カード決済による未収入金の回収に係る手数料は、市場価格および委託内容等を勘案し、交渉の上決定しています。

(注6) グループ内再編の一環として、ヤフー(株)およびLINE(株)(現・Z中間グローバル(株))の株式を取得したものです。なお、当社は2023年10月1日付でヤフー(株)を吸収合併し、同社の株式は消滅しました。

(注7) 「Ⅵ 株主資本等変動計算書に関する注記 2. 子会社からの配当」に記載した剰余金の配当の総額です。

2. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の 名称又は氏名	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の役員および その近親者が議決権 の過半数を所有して いる会社等	(株)コーエーテックモ ゲームス (注1)	—	コンテンツ の配信	コンテンツ プロバイダー への手数料 (注2)	118	未払金	64

(注1) 当社の親会社であるソフトバンクグループ(株)の取締役襟川恵子氏およびその近親者が議決権等の過半数を所有しています。

(注2) 取引条件は、市場価格および役務提供内容等を勘案し、交渉の上決定しています。

IX 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	307円94銭
1 株当たり当期純利益	1円51銭

X 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制適用会社です。

XI 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じた主たる収益については、「I 重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益の計上基準」に記載のとおりです。

XII 企業結合等関係注記

(共通支配下の取引等)

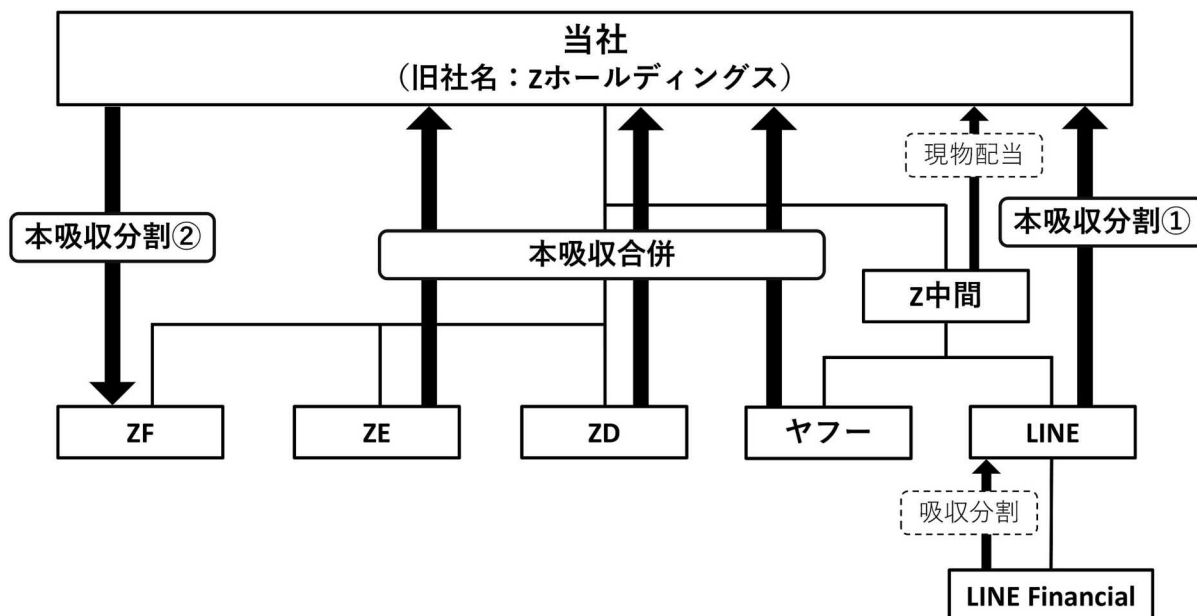
1. グループ内再編の実施

当社グループは、変化の激しいインターネット業界において、柔軟かつ機動的な意思決定と経営資源の最適配分を行い、より迅速な事業戦略の推進を可能とするため、2019年10月に持株会社体制へ移行いたしました。その後、2021年3月のLINE(株)(現・Z中間グローバル(株)、以下、「LINE」)との経営統合を経て、当社はLINEおよびヤフー(株)(以下、「ヤフー」)における事業の選択と集中を進め、経営統合によるシナジーの拡大を最優先課題としております。

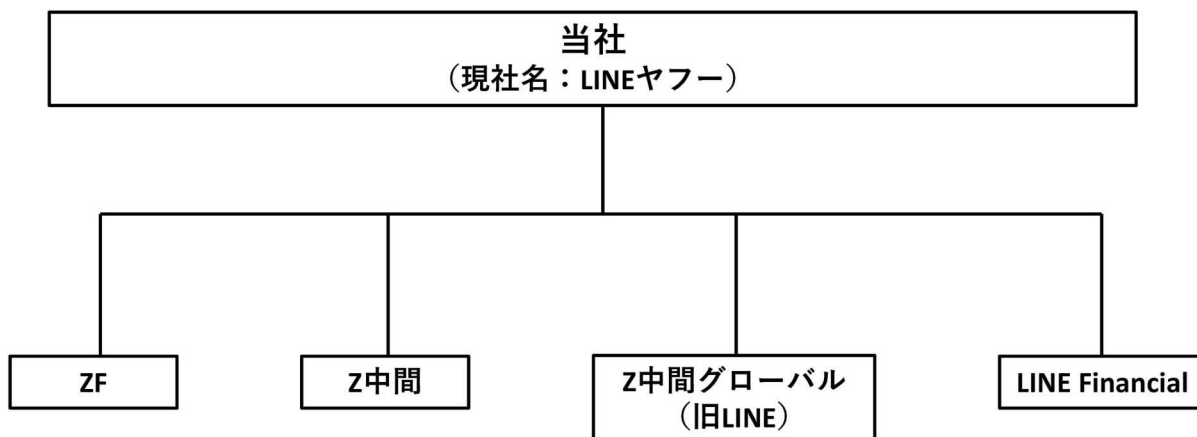
今後、よりプロダクトファーストの組織体制とし、経営統合によるシナジーの拡大を加速させる為、また2023年度以降の持続的な利益成長、更には未来を創る為の投資原資を得る為に、当社ならびに中核完全子会社であるLINEおよびヤフーの3社を中心に再編を実施する旨を決定し、2023年10月1日に、当社の完全子会社であるZホールディングス中間(株)(以下、「Z中間」)によるヤフーおよびLINEの全ての株式の当社への現物配当、当社を吸収合併継続会社、ヤフー、Z Entertainment(株)(以下、「ZE」)およびZデータ(株)(以下、「ZD」)をそれぞれ吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下、「本吸収合併」)、LINEを吸収分割会社、当社を吸収分割承継会社とする吸収分割(以下、「本吸収分割①」)ならびに当社を吸収分割会社、Zフィナンシャル(株)(以下、「ZF」)を吸収分割承継会社とする吸収分割(以下、「本吸収分割②」)を実施いたしました。

ストラクチャー図

<本再編の概要>



<本再編後の当社グループ体制>



2. 子会社(ヤフー、ZE、ZD)の吸収合併(本吸収合併)

当社は、当社の100%子会社であるヤフー、ZE、ZDを吸収合併しました。

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

存続会社

名称	Zホールディングス(株)(現・LINEヤフー(株))
事業内容	グループ会社の経営管理、並びにそれに付随する業務

消滅会社

名称	ヤフー(株)
事業内容	イーコマース事業、会員サービス事業、インターネット上の広告事業 など

名称	Z Entertainment(株)
事業内容	広告事業、課金事業、会員サービス事業など

名称	Zデータ(株)
事業内容	Zホールディングスグループ各社のデータ利活用の推進

(2) 企業結合日

2023年10月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社、ヤフー、ZE、ZDを吸収合併消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

LINEヤフー(株)

(5) その他取引の概要に関する事項

「1. グループ内再編の実施」をご参照ください。

3. 子会社(LINE)の吸収分割(本吸収分割①)

当社および当社の100%子会社であるLINEは、LINEを吸収分割会社、当社を吸収分割承継会社とする吸収分割を実施し、LINEが保有・管理する一定の海外株式その他本吸収分割①に係る吸収分割契約に定めるものを除き、LINEの資産、債務その他の権利義務の全てを当社が承継しました。

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

吸収分割会社

名称	LINE(株)(現・Z中間グローバル(株))
事業内容	モバイルメッセージ・アプリケーション「LINE」を基盤とした広告サービス、スタンプ販売及びゲームサービス等を含むコア事業並びにFintech、AI及びコマースサービスを含む戦略事業の展開

吸収分割承継会社

名称	Zホールディングス(株)(現・LINEヤフー(株))
事業内容	グループ会社の経営管理、並びにそれに付随する業務

(2) 企業結合日

2023年10月1日

(3) 企業結合の法的形式

LINEを吸収分割会社、当社を吸収分割承継会社とする吸収分割

(4) 結合後企業の名称

吸収分割会社	Z中間グローバル(株)
吸収分割承継会社	LINEヤフー(株)

(5) その他取引の概要に関する事項

「1. グループ内再編の実施」をご参照ください。

4. 当社の吸収分割(本吸収分割②)

当社および当社の100%子会社であるZFは、当社を吸収分割会社、ZFを吸収分割承継会社とする吸収分割を実施し、別途本吸収分割②より前に行われる、LINE Financial(株)を吸収分割会社、LINEを吸収分割承継会社とする吸収分割および本吸収分割①に基づき当社に承継される資産、債務その他の権利義務を、本吸収分割②に係る吸収分割契約の定める範囲においてZFに承継しました。

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

吸収分割会社

名称	Zホールディングス(株)(現・LINEヤフー(株))
事業内容	グループ会社の経営管理、並びにそれに付随する業務

吸収分割承継会社

名称 Zフィナンシャル(株)

事業内容 グループ会社の経営管理、ならびにそれに付帯する業務

(2) 企業結合日

2023年10月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を吸収分割会社、ZFを吸収分割承継会社とする吸収分割

(4) 結合後企業の名称

吸収分割会社 LINEヤフー(株)

吸収分割承継会社 名称変更はありません。

(5) その他取引の概要に関する事項

「1. グループ内再編の実施」をご参照ください。

5. 実施した会計処理の概要

いずれの取引も、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しています。これらの取引により、抱合せ株式消滅差損72,321百万円を特別損失に計上しています。

XIII 追加情報

(役員報酬BIP信託)

(1) 制度の概要

本制度は、米国の業績連動型株式報酬(Performance Share)制度および譲渡制限付株式報酬(Restricted Stock)制度を参考にした取締役等に対するインセンティブプランであり、株式交付信託が取得した当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭を役位等に応じて、交付および給付する制度です。

(2) 信託に残存する当社株式

信託が保有する当社株式は純資産の部に自己株式として計上しています。当該自己株式の帳簿価額は403百万円で、株式数は834,454株です。

(株式付与ESOP信託)

(1) 制度の概要

本制度は、米国のESOP(Employee Stock Ownership Plan)制度を参考にした信託型の従業員インセンティブプランであり、当社株式を活用した従業員の福利厚生制度の拡充を図る目的を有する制度です。

(2) 信託に残存する当社株式

信託が保有する当社株式は純資産の部に自己株式として計上しています。当該自己株式の帳簿価額は2,849百万円で、株式数は5,886,633株です。

(株式給付信託(J-ESOP))

(1) 制度の概要

本制度は、株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員等に対し当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭を給付する制度です。

(2) 信託に残存する当社株式

信託が保有する当社株式は純資産の部に自己株式として計上しています。当該自己株式の帳簿価額は12,696百万円で、株式数は26,227,867株です。

第29期

自 2023年4月1日
至 2024年3月31日

附属明細書 (計算書類関係)

LINEヤフー株式会社

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	合併 増加額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額	期末 取得原価
有固定 資産 形産	建物	百万円 39	百万円 34,465	百万円 7,259	百万円 1,814 (1,455)	百万円 2,589	百万円 37,361	百万円 25,321	百万円 62,682
	機械及び装置	-	16,881	6,443	1,530 (1,408)	1,071	20,722	13,967	34,690
	工具、器具及び備品	2	108,319	8,948	982 (183)	13,007	103,281	115,206	218,487
	車両運搬具	2	41	-	37 (36)	6	-	18	18
	土地	-	1,068	-	-	-	1,068	-	1,068
	その他	-	1,589	524	356	45	1,711	799	2,510
	計	45	162,365	23,175	4,721	16,720	164,144	155,313	319,457
無固定 資産 形産	のれん	-	879,976	-	-	25,262	854,714	-	-
	商標権	-	253,002	-	-	16,485	236,517		
	ソフトウェア	58	76,653	19,185	2,888 (1,529)	13,736	79,273		
	ソフトウェア仮勘定	146	15,500	17,514	18,739 (46)	-	14,422		
	顧客基盤	-	197,456	-	-	6,689	190,767		
	その他	-	499	-	-	91	407		
	計	204	1,423,089	36,700	21,627	62,264	1,376,102		

(注) 1 「当期減少額」欄の()は内数で、当期の減損損失累計額であります。

2 「合併増加額」欄は、2023年10月1日合併によるものであります。

2. 引当金の明細

区 分	期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	期 末 残 高
	百万円	百万円	百万円	百万円
貸 倒 引 当 金	3,645	4,001	988	6,658
そ の 他 の 引 当 金	-	11,805	-	11,805

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：百万円)

科 目	金 額
株式報酬費用	1,339
給料及び手当	29,214
業務委託費	33,732
販売促進費	54,236
減価償却費	72,233
租税公課	5,202
その他	96,803
合計	292,762

(注)持株会社体制解消後の6か月間の累計金額です。

4. 営業費用の明細

(単位：百万円)

科 目	金 額
株式報酬費用	7,639
給料及び手当	1,498
業務委託費	679
減価償却費	14
租税公課	509
その他	2,779
合計	13,118

(注)持株会社体制解消前の6か月間の累計金額です。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

LINEヤフー株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山 崎 健 介
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 小 林 弘 幸
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 塚 本 雄 一 郎
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、LINEヤフー株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、LINEヤフー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤

謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- ・監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

LINEヤフー株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山 崎 健 介
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 小 林 弘 幸
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 塚 本 雄 一 郎
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、LINEヤフー株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第29期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、必要に応じて子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、事業報告に記載のとおり、不正アクセスによる情報漏洩等について総務省からの行政指導及び個人情報保護委員会からの勧告等を受けました。現在、当社は委託先管理の強化、システム・ネットワークのリスク解消・強化、セキュリティ強化等の再発防止策を推進しており、監査等委員会としては、セキュリティガバナンス体制の更なる強化が図られるよう注視してまいります。

2024年5月14日

LINEヤフー株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 臼 見 好 生 ㊞

監 査 等 委 員 蓮 見 麻 衣 子 ㊞

監 査 等 委 員 國 廣 正 ㊞

(注) 常勤監査等委員臼見好生、監査等委員蓮見麻衣子及び國廣正は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。なお、監査等委員嶋山玲人は、2023年9月30日をもって辞任により退任いたしました。監査等委員の定員につきましては、法令及び定款の規定を満たしております。

以 上

別紙 3（吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容）

（添付のとおり）

独立監査人の監査報告書

2024 年 6 月 14 日

L I N E P a y 株 式 会 社

取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 水 野 龍 也
業務執行社員

不適正意見

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、L I N E P a y 株式会社の 2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までの第 10 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、「不適正意見の根拠」に記載した事項の財務諸表に及ぼす重要性に鑑み、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、適正に表示していないものと認める。

不適正意見の根拠

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、2024 年 6 月 12 日開催の取締役会において、会社の事業を終了することを決定している。このような状況にもかかわらず上記の計算書類等は、継続企業を前提として作成されている。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、不適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

上記の「不適正意見の根拠」に記載したとおり、継続企業の前提が成立していない状況にもかかわらず上記の計算書類は、継続企業を前提として作成されている。

当監査法人は、同様の理由から、事業報告及びその附属明細書に含まれる継続企業を前提として計算書類を作成したことにより影響を受ける数値又は数値以外の項目に関して、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2024 年 6 月 14 日

L I N E P a y 株 式 会 社

監 査 役 行 方 洋 一 殿

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 水 野 龍 也
業務執行社員

不適正意見

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、L I N E P a y 株式会社の 2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までの第 10 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、「不適正意見の根拠」に記載した事項の財務諸表に及ぼす重要性に鑑み、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、適正に表示していないものと認める。

不適正意見の根拠

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、2024 年 6 月 12 日開催の取締役会において、会社の事業を終了することを決定している。このような状況にもかかわらず上記の計算書類等は、継続企業を前提として作成されている。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、不適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

上記の「不適正意見の根拠」に記載したとおり、継続企業の前提が成立していない状況にもかかわらず上記の計算書類は、継続企業を前提として作成されている。

当監査法人は、同様の理由から、事業報告及びその附属明細書に含まれる継続企業を前提として計算書類を作成したことにより影響を受ける数値又は数値以外の項目に関して、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸 借 対 照 表

(2024 年 3 月 31 日現在)

LINE Pay 株式会社

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	26,408,592	流動負債	33,128,035
現金及び預金	20,816,338	未払金	9,788,677
売掛金	493,333	未払費用	171,954
未収入金	4,413,357	契約負債	385,147
前渡金	778,496	預り金	22,690,199
その他	18,792	未払法人税等	8,310
貸倒引当金	△111,725	未払消費税	60,833
固定資産	9,416,348	その他	22,912
投資その他の資産	9,416,348	固定負債	77,999
関係会社株式	693,248	契約負債	34,883
差入保証金	8,723,100	その他	43,116
		負債合計	33,206,035
		(純資産の部)	
		株主資本	2,618,905
		資本金	100,000
		資本剰余金	2,732,160
		資本準備金	2,732,160
		利益剰余金	△213,254
		その他利益剰余金	△213,254
		繰越利益剰余金	△213,254
		純資産合計	2,618,905
資産合計	35,824,941	負債・純資産合計	35,824,941

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

LINE Pay 株式会社

(単位：千円)

科 目	金	額
営業収益		6,707,068
営業費用		7,811,579
営業損失(△)		△1,104,511
営業外収益		
ポイント失効益	829,765	
貸倒引当金戻入	240,373	
雑収入	17,778	1,087,918
営業外費用		
支払利息	16,025	
為替差損	46,219	
雑損失	14,052	76,297
経常損失(△)		△92,890
特別利益		
無形固定資産売却益	258,461	
損害賠償収入	480,641	739,102
特別損失		
関係会社株式減損損失	777,908	777,908
税引前当期純損失(△)		△131,696
法人税、住民税及び事業税		81,558
当期純損失(△)		△213,254

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

LINE Pay 株式会社

(単位：千円)

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
					繰越利益 剰余金			
2023 年 4 月 1 日残高	100,000	20,220,695	-	20,220,695	△18,988,535	△18,988,535	1,332,160	1,332,160
新 株 の 発 行	750,000	750,000	-	750,000	-	-	1,500,000	1,500,000
減 資	△750,000	△18,238,535	18,988,535	750,000	-	-	-	-
欠 損 て ん 補			△18,988,535	△18,988,535	18,988,535	18,988,535	-	-
当 期 純 損 失 (△)	-	-	-	-	△213,254	△213,254	△213,254	△213,254
事業年度中の変動額合計	-	△17,488,535	-	△17,488,535	18,775,280	18,775,280	1,286,745	1,286,745
2024 年 3 月 31 日残高	100,000	2,732,160	-	2,732,160	△213,254	△213,254	2,618,905	2,618,905

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

【個別注記表】

1. 継続企業の前提に関する注記

当社は 2024 年 6 月 12 日開催の取締役会において、2025 年 4 月下旬を目途とした LINE Pay サービスの終了を決議しました。

当社は、当事業年度末（2024 年 3 月 31 日）時点においても、2024 年 6 月 14 日[監査報告書日]時点においても、会社の清算を決定しておりませんが、事業の終了を決定したことから、当社は継続企業であることを前提として計算書類等を作成する事は適切でないと認識しております。

しかし、我が国には継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切ではない場合の代替的な会計基準が整備されていないことから、継続企業を前提として計算書類等を作成しております。

2. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

関係会社株式は移動平均法による原価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

工具器具備品 3～5 年

その他 2 年

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

ソフトウェア 5年

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の認識基準

当社は、LINE Pay アプリを用いたキャッシュレス決済サービスを提供しており、主として LINE Pay ユーザーと加盟店との資金決済を通じて得られる加盟店手数料を得ております。LINE Pay ユーザーの加盟店利用後に、加盟店から売上データが送信されたタイミングにおいてキャッシュレスサービスの提供という履行義務が充足されるため、同時点で取引金額に一定の料率を乗じた手数料収入が計上されます。

また、残高決済の場合は同時点においてユーザーからの預り金が解消され、LINE Pay Visa カードによる決済の場合は、1 ヶ月以内に支払いを受けることになります。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる事項

① 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

3. 収益認識に関する注記

詳細につきましては1.(4)収益及び費用の認識基準をご参照ください。

4. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

5. 会計上の見積りに関する注記

翌事業年度の計算書類等に重要な影響を及ぼすリスクがある会計上の見積りはありません。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保付債務

① 担保に供している資産

該当事項はありません。

② 担保付債務

該当事項はありません。

上記のほか、金融機関との間で資金決済に関する法律に基づく発行保証金保全契約
(契約金額 22,000,000 千円)を締結しております。

(2)有形固定資産の減価償却累計額 112 千円

(3)関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	1,142,807 千円
短期金銭債務	1,597,364 千円

7. 損益計算書に関する注記

(1)関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益	2,301,517 千円
営業費用	2,634,320 千円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1)発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	4,307,000	150,000	-	4,457,000

(2)当事業年度における自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

(3)当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払費用	59,479 千円
ポイント預り金	1,962,681 千円
子会社株式の減損	712,153 千円
貸倒引当金	38,645 千円
繰越欠損金（注）	11,103,726 千円
その他	<u>16,102 千円</u>
繰延税金資産小計	13,892,789 千円
税務上の繰越欠損金にかかる評価性引当額（注）	△11,103,726 千円
将来減算一時差異の合計にかかる評価性引当額	<u>△2,789,062 千円</u>
繰延税金資産合計	<u>一 千円</u>
繰延税金資産の純額	<u>一 千円</u>

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金	2,495	161,096	532,281	833,830	1,854,948	7,719,074	11,103,726
評価性引当額	△2,495	△161,096	△532,281	△833,830	△1,854,948	△7,719,074	△11,103,726
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

10. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、経営活動を行う過程において、財務上のリスク(信用リスク・流動性リスク・為替リスク・金利リスク・市場価格の変動リスク)に晒されており、当該リスクを回避又は軽減するために一定の方針に基づきリスク管理を行っております。また当社は主要な財務上のリスク管理の状況について定期的に当社のマネジメントに報告しております。

当社の方針として、投機目的やトレーディング目的の取引は行っておりません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません。

また、現金及び預金、売掛金、未収入金、未払金及び預り金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
① 差入保証金	8,723,100	8,723,100	-
資産計	8,723,100	8,723,100	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

差入保証金

差入保証金については、資金決済に関する法律に基づく供託金であり、ユーザーからの預り金に見合うものであります。

(注) 2. 市場価格のない株式等

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
関係会社株式(非上場株式)	693,248

1 1. 関連当事者との取引に関する注記

(1)親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の 名称	議決権等の 所有（被所有）割合(%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (注 1)	科目	期末残高 (注 2)
親会社	LINE ヤフー 株式会社	(被所有) 直接 100%	役員の兼任 業務委託契約 担保の被提供	加盟店売上等 業務委託契約等	412,935 1,100,231	未収入金 未払金	1,088,871 1,939,266
				資金決済法 保証金(注 3)	22,000,000	-	-
				増資(注 4)	1,500,000	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注 1) 取引金額には消費税等を含めておりません。

(注 2) 日本国内の期末残高には消費税等を含めております。

(注 3) 金融機関との間で資金決済に関する法律に基づく発行保証金保全契約を締結しているものについて、LINE ヤフー株式会社より保証を受けているものであります。

(注 4) 2023 年 8 月 30 日開催の取締役会において決議された第三者割当増資により、1 株につき 10 千円にて当社株式 150,000 株を引受けたものであります。

(2)子会社等

(単位：千円)

種類	会社等の 名 称	議決権等の 所有（被所有）割合(%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (注 1)	科目	期末残高 (注 2)
子会社	LINE Biz Plus Corporation	直接 100%	業務委託契約	業務委託費用(注 3)	1,878,939	未払金	128,627
				増資引受 (注 4)	907,521	-	-
関連会社	LINE Pay (Thailand) Company Limited	直接 33.33%	業務委託契約	増資引受 (注 5)	397,616	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注 1) 取引金額には消費税等を含めておりません。

(注 2) 日本国内の期末残高には消費税等を含めております。

(注 3) 業務委託費用については、LINE Biz Plus Corporation 社より提示された料率を基礎として定期交渉の上決定しております。

(注 4) LINE Biz Plus Corporation 社の第三者割当増資の求めに応じ、1 株につき 5 千ウォンにて LINE Biz Plus Corporation 社の株式 1,640,000 株を引受けたものであります。

(注5) LINE Pay(Thailand) Company Limited 社の第三者割当増資の求めに応じ、1 株につき 100 タイバーツにて LINE Pay(Thailand) Company Limited 社の株式 1,000,000 株を引受けたものであります。

(3) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の 名 称	議決権等の 所有（被所 有）割合(%)	関連当事者 との 関係	取引内容	取引金額 (注1)	科目	期末残高 (注2)
親会社の 子会社	LINE Pay Taiwan Limited	-	業務受託契約	業務受託収入 (注3) 固定資産売却 収入(注4)	1,104,304 258,461	売掛金	299,560
親会社の 子会社	LINE Credit 株式会社	-	業務受託契約	業務受託収入 (注5)	255,545	未収金 未払金	557,741 382,481
親会社の 子会社	PayPay 株式会社	-	業務委託契約	ポイント交換 契約	-	前渡金	778,496

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 取引金額には消費税等を含めておりません。

(注2) 日本国内の期末残高には消費税等を含めております。

(注3) 業務受託収入については、LINE Pay Taiwan Limited 社より提示された料率を基礎として定期交渉の上決定しております。

(注4) 当社が保有するソフトウェアを LINE Pay Taiwan Limited 社に売却したものであり第三者機関により算定された価格により決定しております。

(注5) 業務受託収入については、LINE Credit 社との交渉の上決定しております。

12. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|------------|
| ① 1株当たりの純資産額 | 587 円 59 銭 |
| ② 1株当たりの当期純損失 | 48 円 53 銭 |

13. 重要な後発事象に関する注記

(LINE Pay サービスの終了について)

当社は 2024 年 6 月 12 日開催の取締役会において、LINE Pay サービスの終了を決議いたしました。

① 事業撤退の理由

当社は、LINE ユーザーなら誰でも簡単に始めることができる送金（送付）・決済サービス「LINE Pay」の提供を、2014 年 12 月より日本国内にて開始しました。サービスの提供開始以来、オンライン・オフラインでの多様な決済手段の提供に加え、送金サービスやシームレスな本人確認サービスなどが幅広い層のユーザーに支持され、2024 年 5 月時点で国内登録者数は 4,400 万人を超えました。

しかしながら、「LINE Pay」を取り巻く環境の変化や LINE ヤフーグループとしての最適な経営資源の配分などを検討した結果、国内の送金・決済サービス領域は「PayPay」に一本化し、国内における「LINE Pay」サービスを終了することとしました。

② 今後の予定

2024 年 9 月より順次サービスの縮小を開始し、2025 年 4 月を目途に LINE Pay 決済サービスを完全に終了する予定です。

なお、マイナンバーカードを利用した本人確認を提供する「LINE Pay 公的個人認証サービス（JPKI）」と「LINE ポイント」は LINE ヤフーに事業継承され、サービスの提供は継続されます。

【附属明細書】

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：千円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得原価
有形固定資産	工具器具備品	-	-	-	-	-	112	112
	計	-	-	-	-	-	112	112
無形固定資産	ソフトウェア	-	-	-	-	-		
	計	-	-	-	-	-		

2. 引当金の明細

(単位：千円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金	352,099	55,966	296,340	111,725

3. 営業費用の明細

(単位：千円)

科 目	金 額	
給与	1,168,926	
賞与	141,910	
雑給	165	
福利厚生費	221,667	
旅費交通費	22,089	
接待費	955	
通信費	33,945	
水道光熱費	3,085	
租税公課	68,309	
支払賃借料	218,669	
保険料	85	
運搬費	220	
図書印刷費	320	
会議費	321	
消耗品費	103,589	
支払手数料	3,561,906	
金融手数料	1,447,736	
情報利用料	385,310	
広告宣伝費	432,362	
合 計		7,811,579

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

第 10 期 事業報告

〔 2023 年 4 月 1 日から
2024 年 3 月 31 日まで 〕

1. 株式会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過及びその成果

当事業年度の我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症が落ち着きを見せ、社会経済活動が一層の正常化に向かい、インバウンド需要が回復したこともあり景気は緩やかな回復基調が続きました。その一方、長期化する地政学的リスク、物価の上昇による消費者マインドの悪化懸念、為替相場の急激な変動、人手不足の深刻化など、国内外の景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような環境のもと、LINE ヤフー株式会社の提供する LINE 事業を含むウェブサービス事業は国内外に展開を加速しており、当社は電子決済事業「LINE Pay」を担う会社として事業を行っております。

当事業年度においては、LINE ヤフー株式会社の事業の効率化に取り組みながらもグループ内における LINE Pay の役割の立ち位置を模索しながらもユーザーの利便性の極大化を目標に事業に取り組んでまいりました。

その結果、当事業年度の当社の営業収益は 6,707,068 千円（前期比 16.16%減）となり費用におきましては前期より継続したコスト管理により、営業損失は 1,104,511 千円（前期 営業損失 1,453,878 千円）、経常損失は 92,890 千円（前期 経常損失 424,047 千円）と減収増益になりました。また、当期純損失は 213,254 千円（前期 純損失 932,050 千円）となりました。

(2) 直前 3 事業年度の財産及び損益の状況

当社の主な指標の推移は下表のとおりであります。

区分 \ 期別	第 7 期	第 8 期	第 9 期	第 10 期 (当事業年度)
営 業 収 益 (千円)	12,965,658	6,685,015	8,000,171	6,707,068
経 常 損 失 (△) (千円)	△4,038,892	△1,840,023	△424,047	△92,890
当期純損失 (△) (千円)	△6,123,409	△1,770,288	△932,050	△213,254
1 株当たり 当期純損失 (円) (△)	△1,421.73	△411.03	△216.40	△48.53
総 資 産 (千円)	44,383,337	38,010,856	33,777,469	35,824,941
純 資 産 (千円)	5,348,802	3,578,514	1,332,160	2,618,905
1 株当たり 純 資 産 (円)	1,241.89	830.86	309.30	587.59

(注) 第 7 期は決算期変更のため、2020 年 1 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日までの 15 か月間です。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

当社の親会社は LINE ヤフー株式会社であり、同社は当社の株式 4,457,000 株(出資比率 100%)を保有しております。当社は親会社から主として加盟店等の契約を締結しております。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
LINE Biz Plus Corporation	12,200 百万 韓国ウォン	100%	ソフトウェア開発・設計・運用

(4) 会社が対処すべき課題

当社は 2024 年 6 月 12 日開催の取締役会において、LINE Pay サービスの終了を決議しました。

2024 年 9 月より順次サービスの縮小を開始し、2025 年 4 月を目途に LINE Pay 決済サービスを完全に終了する予定です。

なお、マイナンバーカードを利用した本人確認を提供する「LINE Pay 公的個人認証サービス (JPKI)」と「LINE ポイント」は LINE ヤフーに事業継承され、サービスの提供は継続されます。

このような状況下において、「LINE Pay」サービス終了後(2025 年 5 月以降)の「LINE Pay」の残高に関して、ユーザーへの払い戻しを適切に行いユーザーに不利益を与えることなく事業を終了いたします。

(5) 主要な事業内容 (2024 年 3 月 31 日現在)

- 前払式支払手段の発行、販売並びに管理、電子決済システムの提供及び資金移動業
- 「LINE ポイント」等関連サービスの運営

(6) 主要な営業所 (2024 年 3 月 31 日現在)

名称	所在地
本社	東京都品川区

(7) 使用人の状況 (2024 年 3 月 31 日現在)

使用人数 (名)	前期末比増減 (名)	平均年齢	平均勤続年数
199 名	28 名増	39.2 歳	3 年 2 ヶ月

- (注1) 使用人は、関係会社からの出向就業人員であります。
(注2) 平均勤続年数は出向開始日より算出しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024 年 3 月 31 日現在)
該当事項はありません。

(9) その他株式会社の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の状況

(1) 株式の状況 (2024 年 3 月 31 日現在)

- ①発行可能株式総数 5,000,000 株
②発行済株式の総数 4,457,000 株
③株主数 1 名
④大株主

株主名	持株数	議決権比率
LINE ヤフー株式会社	4,457,000 株	100%

(注) 当社の親会社はLINE ヤフー株式会社であり、当社株式の100%を保有しております。
親会社であるLINE ヤフー株式会社との取引は出向受入および役員の受入に伴うものと当社の加盟店としての取引が主なものであり当社利益を害すべき留意事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2024 年 3 月 31 日現在)

氏名	地位	役職	重要な兼職の状況
前田貴司	代表取締役	CEO	
出澤剛	取締役		LINE ヤフー(株) 代表取締役社長 CEO
金泰敬	取締役	CTO	
伊藤淳	取締役	CRO	
稲垣あゆみ	取締役		
行方洋一	監査役		行方国際法律事務所・所長 スルガ銀行(株) 社外取締役・監査等委員

- (注1) 行方洋一氏は社外監査役であります。
(注2) 会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。

② 取締役及び監査役の報酬等の額
当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人数	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	3名 (-名)	56,849 千円 (-千円)
監査役 (うち社外監査役)	2名 (1名)	5,190 千円 (4,800 千円)

(注1) 2023年12月18日付で木曾直子氏は一身上の都合による本人の申し出により監査役を辞任しました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,500 千円

③ 監査役が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役は、当社が会計監査人と監査契約を締結する際に、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等に同意しております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会の議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針であります。この場合、監査役の互選によって定めた監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 業務の適性を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a 当社並びにその親会社及び当社子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）の取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するため、LINE ヤフー株式会社が制定し、当社取締役会にて決議された LINE ヤフーグループ行動規範を遵守するとともに、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを取締役及び使用人に徹底する体制を採ります。
- b 代表取締役の直轄組織として内部監査室を設置し、当社及び子会社の内部監査を実施するほか、使用人が直接法令違反の疑義がある行為等を発見した場

合は、LINE ヤフー株式会社の設置する内部通報窓口にて匿名で通報することができる体制を採ります。

- c コンプライアンスを推進するための専門部署を設置し、コンプライアンス体制の構築及び推進を実施します。
- d 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を持ちません。また、反社会的勢力に対しては組織全体で対応し、毅然とした態度で関係を遮断します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役会規則のほか、情報セキュリティに関する規程等の当社グループの諸規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的記録（以下「文書等」という）として記録し、保存しています。取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できる体制を採ります。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a リスクマネジメントに係る諸規程を定め、平常時におけるリスクマネジメントに関する意思決定を迅速に行う体制を採ります。
- b 事業継続に影響を与えるリスク又はその可能性が生じた場合には、代表取締役及び担当取締役の指示のもとで組織的なリスクマネジメントを行い、決定された対策の実効性及びリスクマネジメントのプロセスごとの妥当性及びその結果等については、その重要性に応じて内部監査室が監査し、その結果を代表取締役及び監査役へ報告する体制を採ります。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

監査役が出席する取締役会にて経営上の重要な意思決定を行い、代表取締役及び取締役が業務を執行する経営体制を採ります。併せて、執行役員制を採用し、経営と執行を分離する意図のもとで業務の執行を執行役員へ委譲することにより業務執行の効率化を図ります。なお、個別の業務執行においては、社内規則に基づく職務権限及び業務分掌に従い業務の専門化かつ高度化を図ることで、効率化された意思決定プロセスによる取締役及び執行役員の業務執行が行われる体制を採ります。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- a 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社に対して重要事項の報告又は事前協議を求め、財務及び人員の状況等に関して継続的なモニタリングを実施する体制を採ります。
- b 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
子会社の財務、法務、セキュリティの責任者等と意見交換を随時行い、リスク管理上の課題、業務執行の効率性、財務報告の正確性の観点からの課題を把握する体制を採ります。
- c 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社及び子会社がそれぞれ自律的に業務の適正を確保する体制を整備することを基本としつつ、当社グループとしての共存・共栄を図るため、相互の

緊密な連携のもとで当社は適切な子会社管理及びリスクマネジメントの支援等を行う体制を採ります。

- d 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の代表取締役、取締役及び執行役員は、それぞれの業務分掌に従い、各子会社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導体制を採ります。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役の職務を補助する使用人を速やかに選任します。

- ⑦ 前項の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

前項に基づき監査役の職務を補助すべき使用人を選任した場合、その使用人の人事異動、評価及び懲戒等の人事に関する事項については、監査役の事前の同意を要するものとする等、取締役からの独立性を確保し、かつ、当該使用人に対する監査役の指示の実効性を確保するよう、配慮します。

- ⑧ 当社の監査役への報告に関する体制

- a 当社の取締役等及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役又は使用人が法令、定款又はLINE ヤフーグループ行動規範に違反する行為、当社グループに重大な損失を及ぼすおそれのある行為その他当社グループに重大な影響を及ぼす事項（以下「法令違反行為等」という）を察知した場合、監査役に対して当該事項を速やかに報告する体制を採ります。更に、監査役が取締役会に毎回出席することで、当該報告体制を強化します。

加えて、内部監査室が内部監査計画、その進捗、監査結果等を監査役へ報告しているほか、その他の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役の協議により決定するものとしています。

- b 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

子会社の取締役、監査役及び使用人（以下「子会社の取締役等」という）が法令違反行為等を察知したとき又は子会社の取締役等から法令違反行為等の報告を受けた者は、監査役に対して当該事項を速やかに報告する体制を採ります。

- ⑨ 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

前項の報告をしたことを理由として、当該報告をした者に対して不利な取扱いを行うことを禁止する体制を採ります。

- ⑩ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

取締役は、監査役による監査に協力し、監査役の職務の執行について生ずる諸費用については、監査の実効性を担保するべく予算を確保します。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役、取締役、監査法人とそれぞれ意見交換会を開催する体制を採ります。また、監査役は、会社の業務及び資産状況の調査その他の監査実務の遂行にあたって内部監査室と連携し、監査項目の選別、実施等において効率的かつ実効性の高い監査を行う体制を採ります。

(注) 本事業報告中の記載数字は、金額については表示未満を切り捨て、比率については表示単位未満を四捨五入しております。

事業報告の付属明細書

〔 2023 年 4 月 1 日から
2024 年 3 月 31 日まで 〕

1. 事業報告の内容を補足する重要な事項

該当事項はございません。